

# 「大学改革を誰が担うべきか — 高等教育・研究大国イギリスの経験と示唆 —」

2019年4月15日

株式会社日本総合研究所

調査部 上席主任研究員

河村 小百合

kawamura.sayuri@jri.co.jp

本レポートは、

JRIレビュー 収録論文

「大学の機能強化に向けてのガバナンス改革の課題

－イギリスの高等教育改革の経験とわが国への示唆－」

として、近日中に弊社ホームページにアップする予定です。

また、関連論文として、

JRIレビュー(No. 61、2018年11月26日発行)収録論文

「高等教育政策運営と費用負担の在り方

豪のHECS－HELPの運営とわが国で求められる改革の方向性」

も合わせてご覧いただければ幸いです。

お問い合わせ先：調査部 上席主任研究員 河村 小百合

TEL：03-6833-1577 E-MAIL：kawamura.sayuri@jri.co.jp

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

## 問題意識

- 経済のグローバル化やデジタル化が急速に進展するなか、わが国では、経済界を中心に、大学改革を求める声が拡大
- これまで曲がりなりにも取り組んできたはずの大学改革が、効果を上げるに至らないのはなぜか
- わが国の大学運営や規律付けの枠組みの何が問題なのか
- 世界でも屈指の高等教育・研究大国の一つである英国は、これまでいかにして大学改革を進めてきたのか

## 構成

### 1. イギリスの大学教育・研究の立ち位置とこれまでの改革の流れ ……5

- (1) イギリスの大学の概要と教育・研究の国際的な立ち位置
- (2) 単なる伝統任せではない、絶え間ない改革努力の継続
- (3) 92年法のもとでの高等教育財政カウンスルによるガバナンスの枠組み

### 2. 2017年高等教育・研究法のもとでの評価・ガバナンスと情報開示の枠組み ……16

- (1) 改革の概要
- (2) OfS (学生局) の枠組み
- (3) Value for Money
- (4) 教育の成果の計測 (TEF) と情報開示の枠組み
- (5) UKRI (英リサーチイノベーション機構) の枠組み

### **3. わが国の大学の評価と情報開示の現状**

- (1) 大学全体としての質保証の枠組みは英の30年遅れ
- (2) 大学の設置形態別の評価制度の枠組み
- (3) 大学全体としての情報開示

### **4. わが国の大学生の学費負担の現状**

- (1) 家計の経済負担の現状と費用負担にかかるこれまでの政策運営
- (2) JASSO(日本学生支援機構)奨学金の枠組みの設計
- (3) JASSO奨学金の返済状況
- (4) 子どもを大学へ進学させる家計の経済実態

### **5. わが国に今後求められる課題**

- (1) 大学卒業者が従事する職業レベルの国際比較
- (2) 望まれる対応の方向性と法人制度の立て直しの必要性
- (3) 国公立大学が並立するわが国での改革の在り方
- (4) 高等教育の改革に求められる社会全体の参画によるガバナンス強化

# 1. イギリスの大学教育・研究の立ち位置と これまでの改革の流れ



## イギリスの大学の教育・研究は世界でも指折りの水準を誇る

(図表2) 世界の大学ランキング上位20位以内の大学の顔ぶれ  
 (Times Higher EducationのThe World University Rankings 2019による)

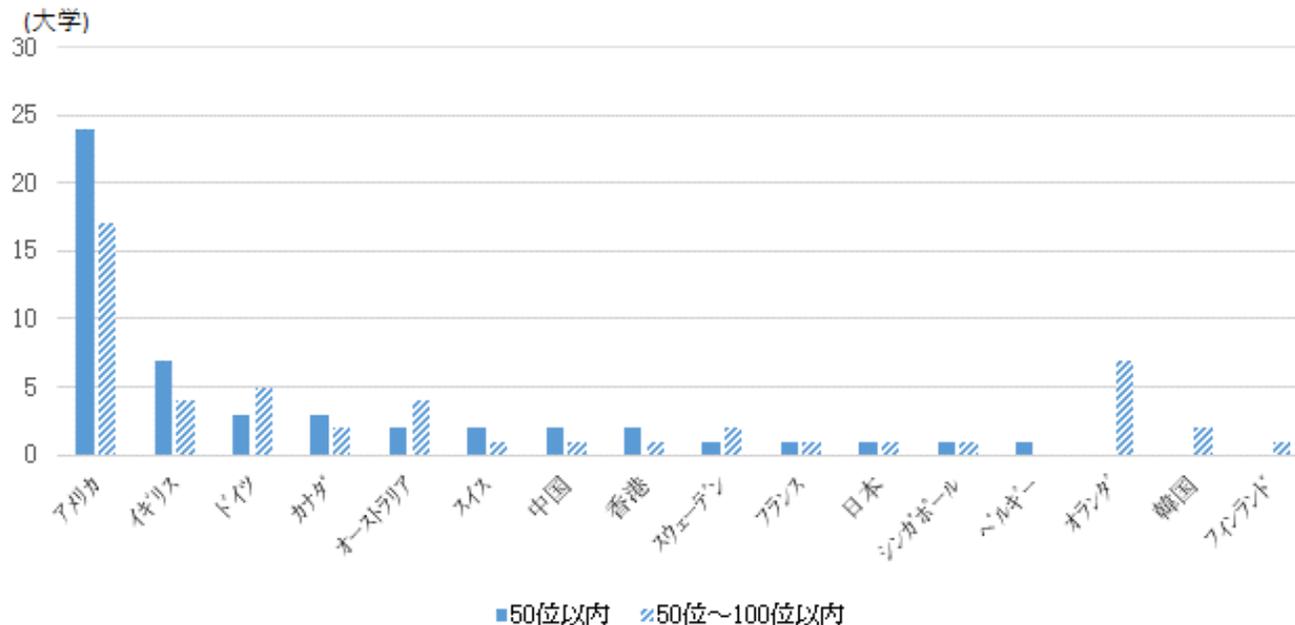
2019年順 位	大学名	国名	教育	研究	引用	産業収入	国際的な 見通し	総合スコア
1	オックスフォード大学	イギリス	91.8	99.5	99.1	67.0	96.3	96.0
2	ケンブリッジ大学	イギリス	92.1	98.8	97.1	52.9	94.3	94.8
3	スタンフォード大学	アメリカ	93.6	96.8	99.9	64.6	79.3	94.7
4	マサチューセッツ工科大学	アメリカ	91.9	92.7	99.9	87.6	89.0	94.2
5	カリフォルニア工科大学	アメリカ	94.5	97.2	99.2	88.2	62.3	94.1
6	ハーバード大学	アメリカ	90.1	98.4	99.6	48.7	79.7	93.6
7	プリンストン大学	アメリカ	89.9	93.6	99.4	57.3	80.1	92.3
8	イェール大学	アメリカ	91.6	93.5	97.8	51.5	68.3	91.3
9	インペリアル・カレッジ・ロンドン	イギリス	<b>85.8</b>	<b>87.7</b>	<b>97.8</b>	<b>67.3</b>	<b>97.1</b>	<b>90.3</b>
10	シカゴ大学	アメリカ	90.2	90.1	99.0	41.4	70.9	90.2
11	チューリッヒ連邦工科大学	スイス	83.3	91.4	93.8	56.1	98.2	89.3
=12	ジョンズホプキンス大学	アメリカ	81.9	90.5	98.5	95.5	71.9	89.0
=12	ペンシルバニア大学	アメリカ	87.4	89.2	98.4	70.3	63.6	89.0
14	ロンドン大学	イギリス	<b>79.1</b>	<b>90.1</b>	<b>95.9</b>	<b>42.4</b>	<b>95.8</b>	<b>87.8</b>
15	カリフォルニア大学バークレー校	アメリカ	78.7	92.3	99.7	49.3	69.8	87.7
16	コロンビア大学	アメリカ	85.4	83.1	98.8	44.8	79.0	87.2
17	カリフォルニア大学ロサンゼルス校	アメリカ	82.6	87.9	97.8	49.4	62.1	86.4
18	デューク大学	アメリカ	84.1	78.8	98.2	100.0	61.0	85.4
19	コーネル大学	アメリカ	79.7	85.4	97.4	36.9	71.8	85.1
20	ミシガン大学	アメリカ	80.0	85.9	96.0	45.9	58.0	84.1
(参考)								
42	東京大学	日本	84.0	87.2	61.3	67.2	35.9	74.1
65	京都大学	日本	75.9	77.5	55.0	95.6	31.1	67.3

(資料) Times Higher Education, *The World University Rankings 2019*, September 27, 2019を基に日本総合研究所作成。

(注) 順位の「=」印は、同順位に複数の大学がランクインしていることを意味する。

- アメリカに次ぐ高等教育・研究大国の位置にあることは明らか

(図表3)世界の大学ランキング上位に占める国別の大学数  
 (Times Higher EducationのThe World University Rankings 2019による)

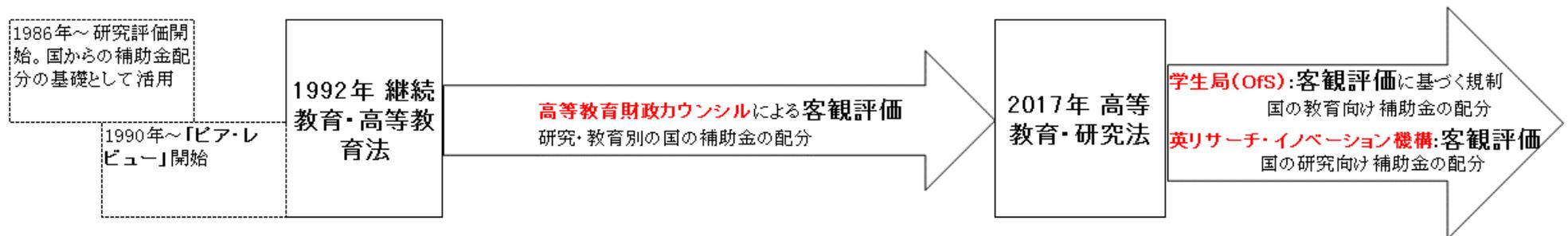


(資料) Times Higher Education, *The World University Rankings 2019*, September 27, 2019を基に日本総合研究所作成。  
**次世代の国づくり**

## (2) 単なる伝統任せではない、絶え間ない改革努力の継続

- もっともイギリスは、こうした高等教育・研究の高い水準を、単なる伝統任せ、当事者である大学任せで勝ち得てきたわけでは決していない
- 1990年代初めには、大学の評価は大学関係者相互、いわば“身内”による「ピア・レビュー」(peer review、同胞の評価)方式で実施  
 – わが国は約30年後の現在もなお、その状態(詳細後述)
- 92年には継続教育・高等教育法が施行  
 – 「高等教育財政カウンスル」を設立  
 = 大学に対する、学外の眼を含めた**客観的な評価**の体制を確立

(図表4) 英の高等教育改革の流れ



(資料) 日本総合研究所作成。

- 「高等教育財政カウンスル」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドという4つの行政区域ごとに設立
  - －政府(教育省)の方針のもとで業務運営を行う、政府からは独立した公的機関
  - －国費の配分機能も担う
  - －客観的な評価結果に応じ、教育向け、研究向けに区分して各大学に配分
- その後も92年法で確立された枠組みに甘んじることなく、高等教育政策運営の在り方は、政治的にも重要な課題としての扱いで一貫
  - －2010年代にかけて、独立委員会や政府自身(教育省等)による改革の検討を継続
  - －都度、報告書が公表され、提言に沿った改革を実行。不断の改革努力を積み重ね
- 改革の過程で掲げられた政策目標や方針の例

「情報の面でともすれば不利な立場となりかねない学生(大学志願者)を保護する」

「高等教育や研究を担う大学の教育プログラムの設定等も含めた在り方を、大学自身のみならず学生やその家族、卒業生を雇用する企業等も幅広く関与する形で決定していく」

＝わが国ではこれまでおよそみられない発想に基づくもの  
次世代の国づくり

- こうした方針を受けて、各大学の学部、学科ごとの詳細な情報開示が、異なる大学間での相対比較が容易に可能な形で広く行われるように
- 高等教育財政カウンスルが運営するインターネット上のUnistats等がその機能を担う

(図表5) Unistatsの「主要情報一覧」(Key Information Set)で公表される各大学の情報

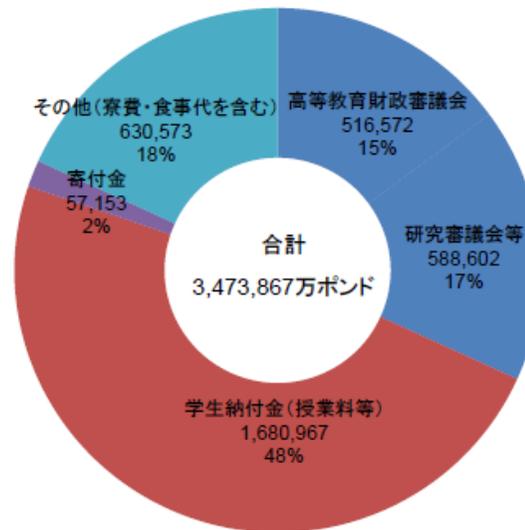
<b>NSS (全国学生満足度調査) における次の質問にかかる結果：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教職員による説明に対する満足度</li> <li>• 教職員による科目への関心を高める働きかけに対する満足度</li> <li>• コース全般にかかる満足度</li> <li>• 学習への十分な助言と支援に対する満足度</li> <li>• レポートや試験結果に関する教員から学生へのフィードバックの迅速さに対する満足度</li> <li>• 教員から学生へのフィードバックが、学生の理解不足の部分を解決したかに対する満足度</li> <li>• 図書館の充実度に対する満足度</li> <li>• IT施設へのアクセスに対する満足度</li> <li>• 学生ユニオンに対する満足度</li> </ul>
<b>学習 (様々な活動を含む) に費やした時間の割合 (年間/段階毎の学習)</b>
<b>様々な統括的評価 (summative assessment) 手法 (年間/段階毎の学習)</b>
<b>当該専攻のプロフェッショナル団体による認定 (アクレディテーション)</b>
<b>機関が所有・財務的支援を行っている学生宿舎：年間平均費用 (上質・低質の費用)、室数</b>
<b>民間の賃貸学生宿舎：年間平均費用 (上質・低質の費用)</b>
<b>機関が提供する財政支援：授業料免除制度の有無、平均的な支援等、全国奨学金プログラム等</b>
<b>イングランド出身の申請者にかかる年間授業料</b>
<b>卒業6か月後の就職 (進学) に関する情報</b>
<b>卒業6か月後の管理職 (managerial/professional) の割合</b>
<b>給与データ (フルタイム)：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 卒業6か月後の高額所得、平均給与、低額所得 (専攻別、科目別)</li> <li>• 卒業40か月後の高額所得、平均給与、低額所得</li> </ul>

(資料) 独立行政法人大学評価・学位授与機構『高等教育分野における質保証システムの概要 英国 第2版(2015年版)』2015年2月、p45.

### (3) 92年法のもとでの高等教育財政カウンスルによるガバナンスの枠組み

- イギリスではかつて、高等教育のコストは全額国が負担
- 1990年代末からは学生の授業料負担が開始(奨学金の形で卒業後に本人が返済)され、その割合は上昇
  - 高等教育の成果に関する情報開示を求める声が高まることに

(図表6) イギリスの大学の財政状況(全163大学)  
 (2015年度時点の全大学の財源別構成)



(資料) 中央教育審議会『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)』、2018年11月26日、p11'  
 (原資料注1) 高等教育財政審議会…ビジネス革新技能省の下に置かれている国の高等教育補助金配分機関。各大学への政府補助金の配分を行う。  
 (原資料注2) 科学研究助成機関で、ビジネス革新技能省の下に置かれ、分野別に7つの機関から成る。  
 (原資料注3) 本グラフの各金額は、全大学(163校)中唯一の私立大学(バッキンガム大学)を含む値。

- 1997年には高等教育質保証機構(QAA：The Quality Assurance Agency for Higher Education)を設立
  - －政府から独立した機関
  - －各高等教育財政カウンシルとの契約に基づき、各高等教育機関の質を保証するための事業(評価事業)をイギリス全体として総合的に実施
- 各高等教育財政カウンシルは、この質保証結果に基づき、国からの運営交付金を、教育向けと研究向けと分けて各大学に配分(図表7)
  - －わが国の運営費交付金(国立大学向け)や私学助成に相当する「資本配分」とわが国の様々な名目での補助金(国公立共通のものもあり)に相当する「国家ファシリティとイニシアティブ向けの資金配分」があり
- QAAはその後の2017年法による改革後も存続し、改革後の高等教育機関の規制当局となった学生局(OfS)に対して、各高等教育機関の質保証の評価結果を提供する役割を引き続き担う
- その後、質保証の評価プロセスは、受審側の負担も軽減し、3段階の枠組みに簡素化(図表8)。2017年法による改革後もこうした考え方を踏襲

(図表7) HEFCEが配分していた高等教育機関向け補助金の内訳(未監査ベース)

(千ポンド)

補助金の種類	2018/3/31 に終了する年度	2017/3/31 に終了する年度
国家ファシリティとイニシアティブ 向けの資金配分	122,533	98,024
うち 協同活動(アウトリーチ)	41,169	14,957
戦略開発資金および触媒資金	27,742	29,697
Jisc	20,000	20,333
博物館、美術館および所蔵品	10,686	10,650
資本配分	358,592	436,486
うち 研究資本投資資金	170,261	190,267
教育資本投資資金	148,340	118,759
Jisc	20,000	20,000
UK研究パートナーシップ投資資金	12,166	81,078
その他の政府の配分	60,401	7,288
うち 国家生産性投資資金	40,203	-
能力連結資金	15,109	-

(資料) Higher Education Funding Council for England, *Annual report and accounts 2017-18*, May 2018, p103, Appendix 1 Analysis of Grant; unauditedを基に日本総合研究所作成。

(注) Jiscはイギリスの大学に共用のデジタル・インフラやサービスを提供する主体。

(図表8) イングランドで2016～17年に実施されていた質保証制度の枠組み

	高等教育機関に係る評価枠組(質に係る評価のみ)		
	①高等教育機関としての認証(verification)	②発展段階(developmental period)にある機関への評価	③基礎的要件が具備された段階(established)にある機関への評価
対象機関	新規に高等教育セクターへの参入を目指す機関	新規に高等教育機関として認証された機関	既存の高等教育機関
レビューの概要及び目的	質における基礎的要件に係る訪問調査(Quality Review Visit): 高等教育機関として認証されるために必要な質に係る基礎的要件に関する審査	(1)年次プロバイダーレビュー(Annual Provider Review: APR): 受審機関の主要データ、学生の意見等、年次報告の収集・分析・活用。  (2)質における基礎的要件に係る訪問調査(再訪問): 高等教育機関として認証されるために必要な質の基礎的要件に関する審査	(1)内部評価プロセスの認証: 学生の学習成果向上等に係る各高等教育機関の内部評価プロセスの認証(verification Process)。  (2)年次プロバイダーレビュー: 受審機関の主要データ、学生の意見等、年次報告の収集・分析・活用。  (3)HEFCE 質保証レビュー(HEFCE Assurance Review: HAR): 受審機関の統治機構(government body)の評価のための簡易訪問
受審時期	高等教育セクターへの参入のための審査時	(1)毎年受審  (2)「発展段階」にある機関として認証されてから4年後に受審	(1)初回のみ  (2)毎年  (3)5年毎
レビューの実施主体	QAA	(1)HEFCE  (2)QAA	(1)QAA  (2)HEFCE  (3)HEFCE
判定	QAAが、3段階で判定。それを踏まえてHEFCEが、認証の可否について判定。	(1)HEFCEが4段階で判定。  (2)QAAが、3段階で判定。それを踏まえてHEFCEが、認証の可否について判定。	(1)QAAの評価結果を踏まえ、HEFCEが認証。  (2)HEFCEが4段階で判定。  (3)HEFCEが、統治機構の管理・運営等の妥当性を判定

(資料) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構評価事業部国際課、『高等教育分野における質保証システムの概要「英国」: 追補資料 英国における2016年からの新たな質保証制度について(概要)』、2017年3月10日、p2表1。

(原資料) Higher Education Funding Council for England, *Revised operating model for quality assessment*, 2016

## 2. 2017年高等教育・研究法のもとでの 評価・ガバナンスと情報開示の枠組み

## (1) 改革の概要

(2016年5月、ビジネス・イノベーション・技能省(\*)による“White Paper”)

『知識経済としての成功：教育の卓越性、社会的流動性

および学生の選択』

(\*)高等教育の当時の所管省

- 92年法による高等教育政策運営の枠組みはもはや時代の変化にそぐわず
- 改革の青写真の骨子は以下の4点  
→すべて2017年高等教育・研究法により実現。2018年より移行期間をはさみ実施

①高等教育セクター全体の質と多様性を改善のため、**新規参入による競争を促進**

②**低所得層からの高等教育進学率を向上**させ、社会的な流動性を高める

③高等教育機関の規制主体(従前:高等教育財政カウンスル)を再編

－教育面の規制当局…**学生局(OfS: Office for Students)**

研究面の統括・補助金配分機関…**英国リサーチイノベーション機構**

(**UKRI: UK Research and Innovation**)を新設

④教育の質向上のため、企業関係者や学生といった学外の眼による

「**教育卓越性フレームワーク**」

(**TEF: Teaching Excellence Framework**)

という新たな評価の枠組みを導入

## (2) OfS (学生局) の枠組み

### (2017年法のもとでの改革理念)

- 高等教育機関の徹底した情報開示によって“学生の志願”による選別を図る
- 競争を一段と促進し、質の低い大学等の淘汰もいとわず
- 特定の大学における課程の閉鎖や場合によっては大学自体の閉鎖もあり得るとの前提のもと、その撤退の仕組みも整えておく、という厳しいもの

### (OfSの位置付け)

- 政府からは独立した公的機関。教育省を通じて議会で説明責任を負う
- OfSの議長や理事長以下の理事会メンバーは、教育担当大臣が任命(図表9)
  - 各界出身の主に民間人から構成され、多様性に富む
  - 大学関係者も一部含まれているが、大学の教員ないしは研究者として長いキャリアを有する者は理事会メンバーのなかには見当たらず
  - こうした人事運営からも、大学関係者という“身内”を極力排し、客観的な評価を行うOfSの規制当局としての位置づけが貫かれている形

**(図表9) OfSの理事会メンバーの顔ぶれ**

役職	氏名	主な経歴
議長 chair	Sir Michael Barber	1997年より教育担当国務大臣の首席アドバイザーを務めた後、2001年には首相のデリバリー・ユニットを設立し、教育、健康、運輸、治安維持、刑事司法、および移民問題を含む首相の優先プログラムを成功裏に実現するなど、過去20年間、教育と政府の秀でた専門家として貢献。マッキンゼーのグローバル教育プラクティスのヘッドやピアソンの首席教育アドバイザーを務めた経験があり、現在はデリバリー・アソシエイツを自ら経営。
副議長および プロバイダーリスク委 員会議長 deputy chair chair of the Provider Risk Committee	Martin Coleman	競争・市場当局(CMA)の理事会メンバーおよび市場や合併を査察するCMAパネルの議長。Police Nowの評議員理事およびケンブリッジ大学Hughes Hallフェロー。法律学講師のほか、ケント大学、経済社会リサーチカウンシル、ソリンター(事務弁護士)規制当局、およびグローバルな法律事務所であるNorton Rose Fubrughtで役員もしくはそれに類似する役職の経験がある。
理事長 (最高経営責任者) CEO	Nicola Dandridge(*)	英国大学協会の最高経営責任者や、公平チャレンジユニット(スタッフや学生の公平性や多様性を促進する高等教育機関)の最高経営責任者を務めた経験がある。民事弁護士としてキャリアをスタートさせ、アットリスク・アカデミックカウンシルの評議員理事でもある。
	Gurpreet Dehal	マルチスクール・アカデミー 信託であるE-ACTの評議員理事。大手投資銀行でのリスク管理等の経験が長い。
	Elizabeth Fagan(*)	Boots UK and Republic of Ireland(英の化粧品小売大手)のシニアバイスプレジデントおよび非執行議長。英広告協会(ISBA)会長ほか役職多数。
	Katja Hall(*)	Capitaの法人担当ディレクター。前職はHSBC 渉外・サステナビリティグループのヘッド。
	Verity Hancock(*)	2013年よりLeicester Collegeのプリンシパルおよび最高執行責任者。前職は企業・イノベーション・スキル省の能力ファンディング・エージェンシーで勤務。
	Kathryn King(*)	オックスフォード大学音楽学部のフルタイムのPhD博士研究学生。かつてイングランドおよびウェールズの首席法律オンブズマンを務めたこともある。
	Kate Lander(*)	Ivy House London(将来のリーダーの人材育成会社)CEO。会計士としてキャリアをスタートさせた後、金融教育の世界へ。さらに10年以上の銀行勤務の後、再び教育と人材開発の世界へ。
	Simon Levine	グローバルな法律事務所であるDLA Piperのマネージング・パートナーおよび共同グローバルCEO。インペリアルカレッジ・ビジネススクールの客員教授も務める。
	Martha Longdon(*)	ノッティンガム・トレント大学の修士課程で神経薬理学を学ぶ学生で、2017-18年には同大学の学生組合の委員長を務めた。西ロンドン大学で心理学を学び2015年卒。2017-18年のTEFパイロット・プロジェクトの自然科学パネルの議長であり、WhatUni学生助言ボードのメンバー。OfSの学生パネルの議長でもある。
	Chris Millward	OfSの公平アクセス参加部門のディレクター。かつてHEFCEの政策ディレクターを務め、教育、参加機会の拡大、および能力政策をリード。従前はHEFCEにおいて、イングランド北部および東部の大学を対象とする渉外のマネージに従事。
	David Platfreyman OBE	オックスフォード大学出納長兼ニューカレッジフェロー。高等教育政策研究オックスフォードセンター・ディレクター。高等教育に関する著書複数あり。
	Monisha Shah(*)	劇場・演劇のローズブリュフォード・カレッジの会長。Art Fundの評議員理事。2015年12月、首相より公共生活のスタンダード委員会に加わるよう招致。
	Professor Steve West CBE	ブリストルにある西イングランド大学の(名譽学長ではない実務上の)学長(Vice-Chancellor)。足専門の外科医として研鑽を積んだ後、NHSや大学で臨床医や臨床指導者として勤務。その後、産業やリテールのヘルスケアセクターで研究やコンサルタント業務に従事。高等教育やヘルスケア分野の政策や実務に関する、地域、英国内、国際的なアドバイザーとして多数の任命を受けている。

(資料) Office for Students資料(<https://www.officeforstudents.org.uk/about/who-we-are/our-board-and-committees/>)を基に日本総合研究所作成。

(注)\*印は女性のメンバー。

- また、学生の利益の保護もOfSの基本的な理念の一つ
- 学生パネル(図表10)も設置され、その助言を受けつつOfSは業務運営
- 政府側(教育省およびビジネス・エネルギー・産業戦略省)は年1回、OfSに対して当該年度に重点を置くべき点や業務運営上の戦略等に関する“guidance letter”を発出
- さらに、教育省をはじめとする政府側との間で意思疎通を図るため、様々なレベルで定期的な会合を設定。その頻度等は対外的に公表(図表11)
- イギリスにおいても、**大学の組織としての自律性**(わが国での“学問の自由”や“大学の自治”に相当)は引き続き尊重
  - 今回の改革においても、92年法の条項をそのまま継承
  - OfSは各大学の日々のマネジメント、課程の内容や構成、学術的な判断、入学審査とスタッフ人事には引き続き関与せず
- 英国大学協会(Universities UK)もこうした点を重要な配慮であるとして評価。今回の改革を前向きに受け入れる姿勢を明らかに

**(図表10) OfSの学生パネルのメンバーの顔ぶれ**

役職	氏名	主な経歴
議長 chair	Martha Longdon(*)	ノッティンガム・トレント大学の修士課程で神経薬理学を学ぶ学生で、2017-18年には同大学の学生組合の委員長を務めた。西ロンドン大学で心理学を学び2015年卒。2017-18年のTEFパイロット・プロジェクトの自然科学パネルの議長であり、WhatUni学生助言ボードのメンバー。2018年からOfSの理事会に学生経験メンバーとして入り、2019年からはOfSの学生パネルの議長にも就任。
	Chad Allen	ケンブリッジ大学のPhDの学生で、ケンブリッジ大学卒業生組合の前委員長
	Georgia Bell(*)	Northern School of Artの生産デザイン学生。同校の学生組合の委員長
	Rose Bennett(*)	バーミンガム大学の修士課程の学生で、現在、同大学の学生経験オフィサー(大学卒業生)
	Sinead Brown(*)	ロンドンのGCSE(一般中等教育<16歳までの義務教育>修了)学生
	Ruth Carlson(*)	サリー大学の土木工学の学生で、OfS理事会の前暫定メンバー
	Shraddha Chaudhary(*)	エクセター大学の最近の卒業生で、同大の学生ギルドの評議委員会の前会長、ディレクターおよび議長
	Zahra Choudhry(*)	精神衛生学の大学院の卒業証書を取得中
	Samuel Dedman	サザンプトン大学の歴史学の卒業生で、同大の学生組合のバイスプレジデント(教育)
	Ben Hurt	ロンドンキングスカレッジの最近の卒業生で同大の学生組合の前委員長
	Shakira Martin(*)	全英学生組合の委員長
	Sabrina Mundtazir(*)	ハッターズフィールド大学の学生看護師で看護学の卒業予定者
	Lizzie Pace(*)	ロンドン大学バークベック・カレッジのパートタイムの成人学生。従前は英国軍に従軍
	Alice Richardson(*)	イングランド北西部のシックスフォーム(中等学校卒業後大学入学前の2年間の後期中等教育機関)の学生
	Joshua Sanderson-Kirk	法科大学の学生協会の会長およびGuileHE学生組合ネットワークの議長

(資料) Office for Students資料(<https://www.officeforstudents.org.uk/about/who-we-are/our-student-panel/>)を基に日本総合研究所作成。

(注)\*印は女性のメンバー。

**(図表11) OfSと政府側等との定期的な会合**

OfS側の出席者	教育省または他の出席者	頻度
議長 CEO 公正アクセス局長	国務大臣	少なくとも年1回
CEO	大臣	2カ月ごと
CEO 議長 公正アクセス局長	大臣	4カ月ごと
学生パネル	大臣	大臣が決定
OfS理事会	国務大臣の代理として長官が出席	2カ月ごと
議長およびCEO (プラス1回おきに公正アクセス局長)	教育省役員会のシニア後援者と非常勤理事	四半期ごとの戦略業績レビュー
CEO	シニア後援者	毎月
学生代表	シニア後援者	必要に応じて
公正アクセス局長	機会拡大担当局次長	四半期ごと
財務局長	財務ビジネス・パートナーチーム および後援チーム(および然るべき場合には財務省)	四半期ごと
財務チーム	財務ビジネス・パートナーチーム (および然るべきときには後援チーム)	毎月
財務チーム	財務ビジネス・パートナーチーム	毎週
財務チーム	中央財務チームおよび財務ビジネス・パートナーチーム	周期的に
官吏	後援チーム	必要に応じて定期的、頻繁に
リスクおよび監査委員会代表	監査およびリスク委員会代表	然るべく連携もしくは他方の会議にも出席
報酬委員会	人事代表	必要に応じて出席

(資料) Department for Education Office for Students, Office for Students Framework Document, March 28, 2018, p31  
 APPENDIX 2を基に日本総合研究所作成。

- OfSによる規制の枠組みは①登録、②認可、③認可(授業料上限許可付き)という3段階に簡素化
    - 大学側の受審負担を軽減
    - 他方、大学側が高い評価が得られるようになれば、国から学生の奨学金への支援(今や国から高等教育機関向けの支援の中核<前掲図表6>)を獲得可能に
    - TEFによって教育の質が高いというお墨付きが得られれば、国から授業料の引き上げの許可を得られ、大学としての収入アップが可能に
- ＝教育面の客観的な評価結果を大学側のインセンティブとして作用させる枠組み

(図表12) 新リスクベース・アプローチにおけるOfSの規制の枠組み

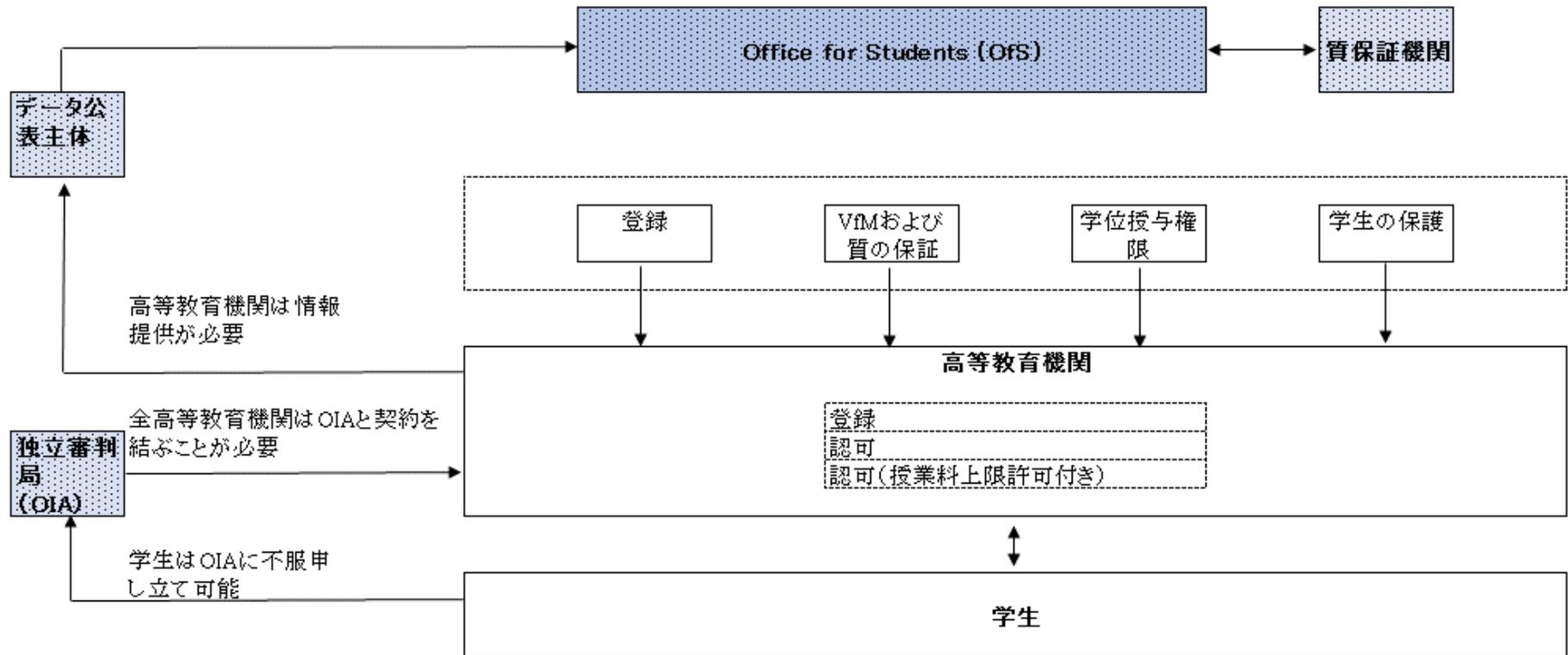
	登録	認可	認可(授業料上限許可付き)
イギリスの高等教育機関と認められる	○	○	○
学生向け支援適格となる		○	○
補助金交付の適格となる			○

(資料) Department for Business Innovation & Skills, *Success as a Knowledge Economy: Teaching Excellence, Social Mobility and Student Choice* (“White Paper”), May 16 2016, p24  
 Table1を基に日本総合研究所作成。

### (3) Value for Money

- OfSが高等教育機関の規制当局としての機能を果たすうえで、  
**“Value for Money”**（以下VfM）という概念を重視
  - 上下水道の民営化等におけるPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）でよくみられ、「行政が国民の支払いに対して最も価値の高いサービスを提供するのが望ましい」という考え方
  - イギリスでは高等教育に関しても適用
- OfSは、以下の点の達成を通じて、学生にとってのVfMが達成されるように努める
  - ①授業料の上限の設定
  - ②質の保証
  - ③TEFを通じての卓越した教育の促進
  - ④Unistats等の大学情報開示システムを通じての正しい情報の提供
  - ⑤各大学における適切なガバナンスの保証
  - ⑥学生の利益の保護
  - ⑦各大学の財務状況のチェック
  - ⑧緊急事態の対応計画の確保（学生数の減少等により特定の課程、もしくは大学自体が閉鎖等に至る場合、残る学生がどこで勉学を継続できるようにするか）

(図表13) 2017年高等教育・研究法のもとでの、高等教育機関の新たなガバナンスと規制の枠組み



(資料) Department for Business Innovation & Skills, Success as a Knowledge Economy: Teaching Excellence, Social Mobility and Student Choice (“White Paper”), May 16 2016, p28 Figure1を基に日本総合研究所作成。

## (4) 教育の成果の計測(TEF)と情報開示の枠組み

- 「教育卓越性および学生アウトカム・フレームワーク」(TEF: Teaching Excellence and Student Outcomes Framework)の導入は、2017年新法による改革の目玉の一つ
- 教育の成果を3つの側面から捕捉(図表14)
  - ①(実践的な意味での)教授(教育)の質(Teaching Quality)
  - ②勉学の環境(Learning Environment)
  - ③学生のアウトカムおよび勉学の成果(Student Outcomes & Learning Gain、教育面および卒業後の雇用面での成果)
- 各高等教育機関が提出する資料等に基づき、教育分野の専門家のみならず学生の代表や雇業者の代表を含む評価者が、図表15に示す基準に基づき評価を実施
- 評価結果は各機関単位で「金」「銀」「銅」という3段階で格付け(図表16)。
  - OfSのホームページ上で、Unistatsでの詳細な情報開示とリンクさせて公表
- TEFは現在、イングランド中心に試行的に実施されている段階。イングランドで286機関、ウェールズで8機関、スコットランドで5機関がそれぞれ受審
  - 結果は「金」72機関、「銀」135機関、「銅」62機関、暫定評価状態30機関

【参考資料1】

(図表14) TEFの評価の枠組み

質の観点 教育及び学習の質の領域	教育の質	学習環境	学生の成果及び学習の効果
基準	教育の質に係る基準	学習環境に係る基準	学生の成果及び学習の効果に係る基準
根拠	コア指標		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が受講したコースの教育内容(全国学生調査)</li> <li>・ 成績及び評価とそのフィードバック(全国学生調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育・研究における支援(全国学生調査)</li> <li>・ 退学率(HESA<sup>*)</sup>のデータ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用／継続学習(就職状況調査)</li> <li>・ 高技能職への雇用／継続学習(就職状況調査)</li> </ul>
	スプリット指標		
	追加資料(高等教育機関より提出)		
所見	優れた点を含め、評定の理由説明		
全体の成果 TEFの格付け	格付けの付与		

(資料)独立行政法人大学改革支援・学位授与機構評価事業部国際課、『高等教育分野における質保証システムの概要「英国」: 追補資料 英国における2016年からの新たな質保証制度について(概要)』、2017年3月10日、p13.

(原資料注\*) HESAは高等教育統計機構(Higher Education Statistics Agency)。

(図表15) TEFの評価基準

質の観点 教育及び学習の質の領域	参照	基準	質の観点 教育及び学習の質の領域	参照	基準
教育の質	学生参画 (教育の質1)	教育が、効果的な刺激、課題、あるいは、学生が積極的に学習に取り組むことができる接触時間を提供しているか。	学習環境	資源 (学習環境1)	学生の学習、自学自習の推進及び研究能力の発展を支援する際に、物理的資源及びデジタル資源は効果的に用いられているか。
	教育への意味付け (教育の質2)	機関の固有文化が、卓越した教育を、生み出しやすく、認識しやすく、かつ奨励しやすいものになっているか。		奨学金、研究及び専門性の実践 (学習環境2)	奨学金、研究または専門性の実践等において、学習環境が、学生の申し出により改善されているか
	厳格性及び育成 (教育の質3)	コース設計、開発、基準及び評価が、学生のポテンシャルを反映させるべく、彼らの独立性、知識、理解及び技能を伸ばすものになっているか。		学生各個人に合った学習 (学習環境3)	学修継続率 <sup>※</sup> 及び進級率を最大化するために、学生の学習経験が各個人に沿った形でオーダーメイドされているか。
	フィードバック (教育の質4)	学生の成長、進級及び達成を支援する際に、成績やフィードバックが効果的に用いられているか。	学生の成果及び学習の効果	就職及び継続教育 (学生の成果及び学習の効果1)	学生が教育的及び専門的目標を達成し、とりわけ、継続教育あるいは高度な技能を要する職業に就くことができたか。
		雇用可能性及び応用可能な技能 (学生の成果及び学習の効果2)		学生は、知識、技能及び企業にとっても有用と考えられ、かつ自らの人生及び職業人生を向上させる特質を習得しているか。	
		あらゆる者に対する明確な成果 (学生の成果及び学習の効果3)		あらゆる背景の学生（とりわけ、高等教育の進学に対して不利であったり、明確な成果を上げることが困難な学生）が、明確な成果を成し遂げているか。	

(資料) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構評価事業部国際課、『高等教育分野における質保証システムの概要「英国」：追補資料 英国における2016年からの新たな質保証制度について(概要)』、2017年3月10日、p14。

(原資料注<sup>※</sup>) 学生が、進級の有無にかかわらず、次年度も引き続き在席している場合。

(図表16) TEFにおける格付けの定義

金	あらゆる背景の学生に対し、とりわけ、高レベルの知識や技能を身につけさせるとともに、高い技能を有する職への就職や卒業後の学習の継続に関して、極めて優れた成果等を常に上げている高等教育機関。
銀	あらゆる背景の学生に対し、とりわけ、高レベルの知識や技能を身につけさせるとともに、高い技能を有する職への就職や卒業後の学習の継続に関して、優れた成果等を上げている高等教育機関。
銅	多くの学生は良い成果を上げているものの、とりわけ、高レベルの知識や技能を身につけさせるとともに、高い技能を有する職への就職や卒業後の学習の継続に関して、1つないし2つの領域で著しく他機関と比較して下回っている成果を有する高等教育機関。

(資料) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構評価事業部国際課、『高等教育分野における質保証システムの概要「英国」: 追補資料 英国における2016年からの新たな質保証制度について(概要)』、2017年3月10日、p15.

- TEFで得られた評価に応じて、OfSから認可される授業料の上限は変動

(図表17) 2017-18年および2018-19年の授業料の規制上の上限  
 (2012年9月1日課程開始の学部生の場合)

(£)

	TEF不適格機関の 最高額	TEF不適格機関の 基本額	TEF適格機関の最 高額	TEF適格機関の基 本額
通常のフルタイム年	9,000	6,000	9,250	6,165
サンドウィッチ・イヤー	1,800	1,200	1,850	1,230
エラスムス+その他の 留学	1,350	900	1,385	920
フルタイム課程で15週 未満の最終年	4,500	3,000	4,625	3,080
パートタイム課程	6,750	4,500	6,935	4,625

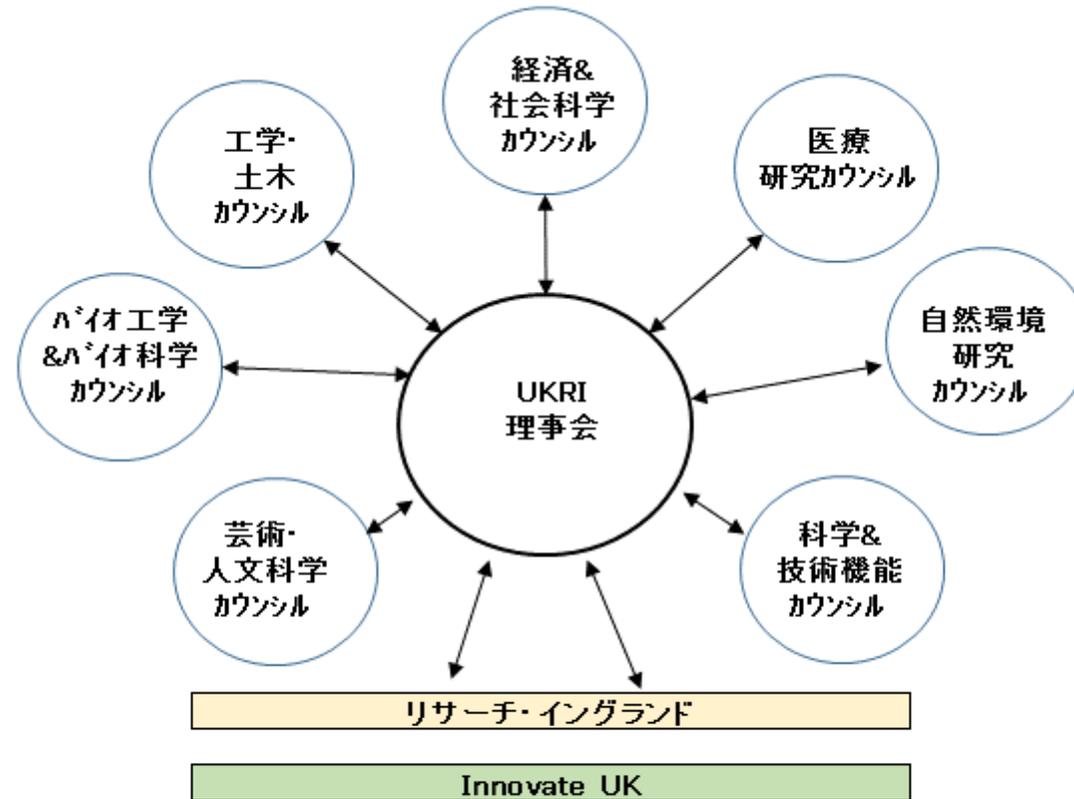
(資料) Office for Students, *Guide to funding 2018-19*, May 11, 2018, p31 Table10を基に日本総合研究所作成。

(注)「サンドウィッチ・イヤー」は、通常の課程のなかにあらかじめ設定された、企業での就業やインターン期間。

## (5) UKRI (英リサーチイノベーション機構) の枠組み

- 92年の旧法体制下では、高等教育機関の研究面への支援や補助金の配分は、7つの研究審議会 (Research Councils)、ビジネスとの連携に焦点を当てた Innovate UK、および高等教育財政カウンシルの研究補助金の配分機能によって担われており、文字通り“船頭が多い”状態
- 2017年の新法のもとでは、これらの機関を束ねる形で英リサーチイノベーション機構 (UKRI: UK Research & Innovation) を設立 (図表18)
  - UKRIのもとには分野別に7つのカウンシルを設置
  - 高等教育財政カウンシルの研究補助金の配分機能を引き継いだ Research England や Innovate UK も UKRI の下に
  - UKRI の理事会が全分野にまたがる総合的な戦略を策定し、補助金を配分
  - UKRI が補助金を配分する対象には、研究機関等も含むが、大学等の高等教育機関向けには、OfS とも連携

(図表18) 2017年高等教育・研究法のもとでの、英リサーチ・イノベーション機構(UKRI)の枠組み



(資料) Department for Business Innovation & Skills, Success as a Knowledge Economy: Teaching Excellence, Social Mobility and Student Choice (“White Paper”), May 16 2016、p73 Figure2を基に日本総合研究所作成。

### 3. わが国の大学の評価と情報開示の現状

## (1) 大学全体としての質保証の枠組みは英の30年遅れ

- 国立大学が法人化されたのと同じ2004年度から、全ての大学、短期大学、高等専門学校は、国公立を問わず、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関（現在、図表19の3つ）の評価を受けることが法律で義務付け
- いずれも主に大学教員による「ピア・レビュー」、「身内の評価」にとどまり、外部の眼を含む客観的な評価を受けることは未だにできていない  
 =イギリスに比較すれば30年遅れの状態（図表20）

(図表19)わが国の大学の機関別認証評価の概要

主体名称	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	公益財団法人大学基準協会	公益財団法人日本高等教育評価機構
基準	大学機関別認証評価	大学評価	大学機関別認証評価
	基準1 大学の目的	1 理念・目的	基準1 使命・目的等
	基準2 教育研究組織	2 教育研究組織	基準2 学修と教授
	基準3 教員及び教育支援者	3 教員・教員組織	基準3 経営・管理と財務
	基準4 学生の受入	4 教育内容・方法・成果	基準4 自己点検・評価
	基準5 教育内容及び方法	5 学生の受け入れ	○ 使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検評価
	基準6 学習成果	6 学生支援	
	基準7 施設・設備及び学生支援	7 教育研究等環境	
	基準8 教育の内部質保証システム	8 社会連携・社会貢献	
	基準9 財務基盤及び管理運営	9 管理運営・財務	
	基準10 教育情報等の公表	10 内部質保証	

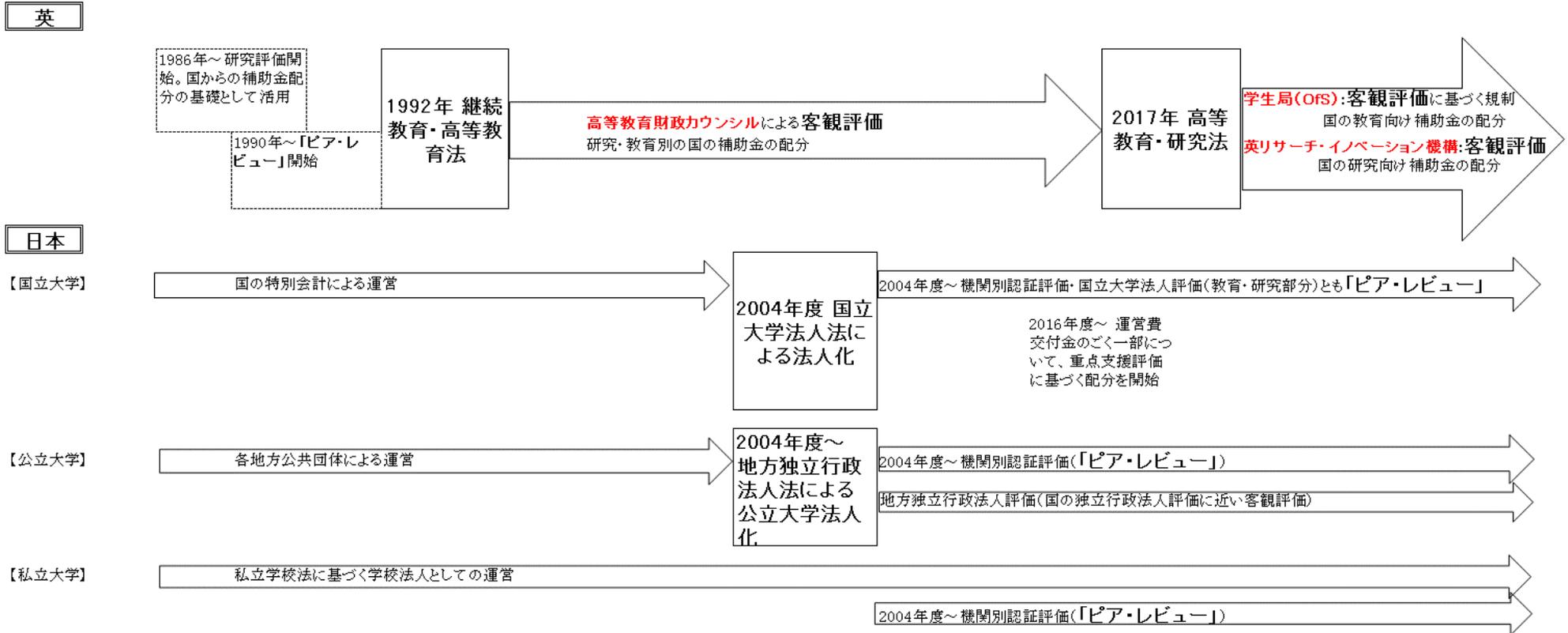
(資料) 田中 弥生『高等教育行政の現状と課題 ～大学・評価・資源配分～』（財務省財政総合政策研究所講演資料）、2018年5月10日、p9および各評価機関HPを基に日本総合研究所作成。

- 3つの認証評価はいずれも
  - ①アドミッション(入学審査)・ポリシー
  - ②カリキュラム・ポリシー
  - ③ディプロマ(学位授与)・ポリシーに基づくプロセスや財務状況のチェック等が主で、教育効果や成果ベースのものとはなっておらず
- 評価は大学単位で、個々の学部、学科ごとの状況はみえず
- 異なる大学同士を比較する相対評価をすることもできず
- 評価の基準も外部に対して明確な形で明らかにされているとは言い難いのが実態

## (2) 大学の設置形態別の評価制度の枠組み

- 2004年度の法人化後の国立大学の場合は、上述の認証評価のほか、国立大学法人法に定められた評価を受ける
- 公立大学に関しては、上述の認証評価のほか、地方独立行政法人法の定める公立大学法人の枠組みに則る評価を、設置主体である地方自治体のもとで実施
  - －国の独立行政法人に近い枠組み
  - －国立大学とは異なるこうした枠組みは、各地で小規模ながらユニークで、時代の要請に応え、国内外から高い評価を受ける公立大学の出現につながっている可能性
- 私立大学に関しては、わが国の私立大学独特の立ち位置の問題もあって、私学助成として国から、国立大学ほどではないにせよ、相当額の国費の投入を受けているにもかかわらず、私立大学固有の評価制度は存在せず、上述の認証評価が行われるのにとどまっている

(図表20) 高等教育改革の流れの日英比較(前出図表4に加筆)



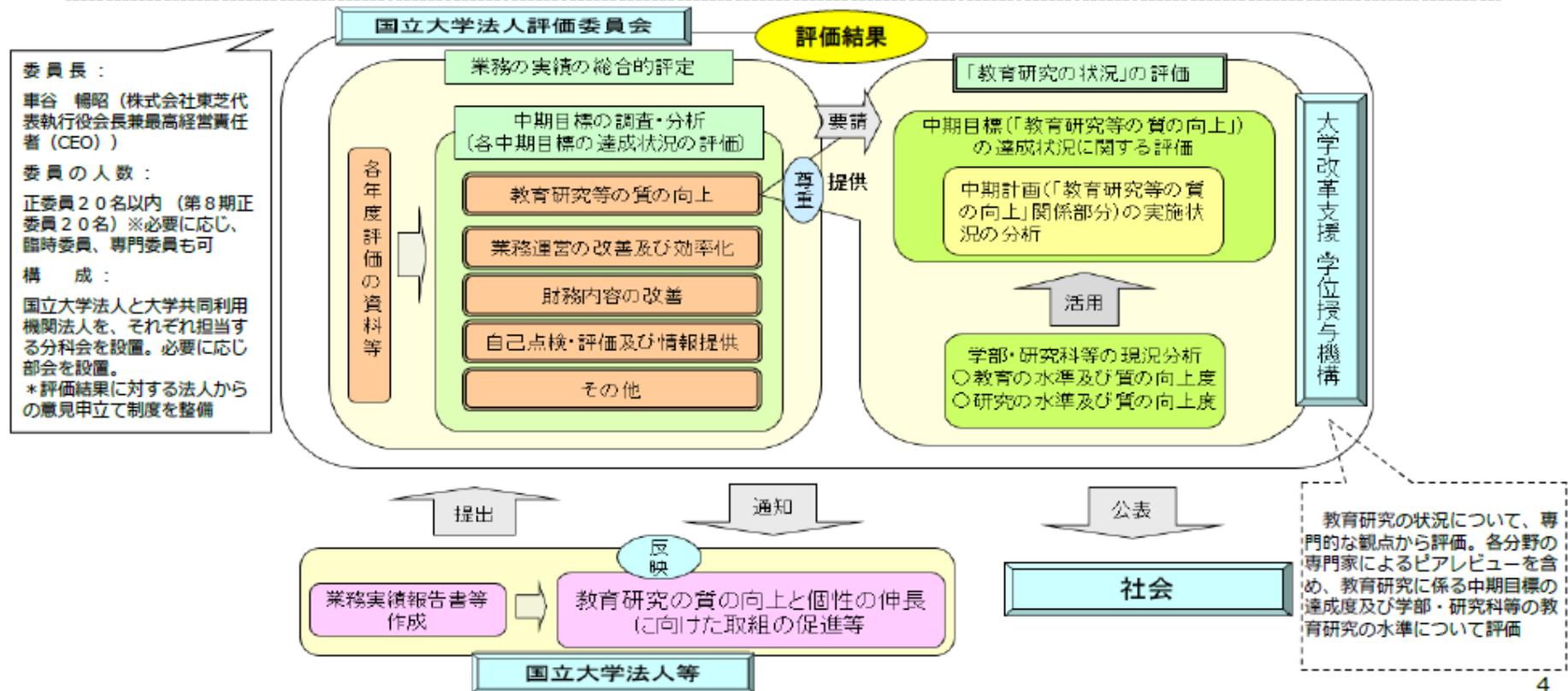
(資料)日本総合研究所作成.

## (国立大学法人評価の実態)

- 国立大学法人法に基づき各国立大学法人が受ける評価(図表21)の実態をみると、①教育、②研究、③業務運営、④財務内容という4つの評価の観点のうち、文部科学省に設置された大学関係者以外の外部の眼を含む国立大学法人評価委員会(図表22)の評価の対象となるのは、③業務運営と④財務内容のみ
- 肝心の①教育および②研究の観点の評価(図表23)に関しては、事実上そのほとんどが大学関係者のみ(図表24~28)による「ピア・レビュー」方式で行われる形  
— 実際の教育・研究に関する評価結果の例 【参考資料2】
- 評価は基本的に、各大学が立てた目標に対する達成度合いという尺度で実施されるため、異なる大学間での相対的な評価の比較もできない状況

(図表21) 国立大学法人法に基づく国立大学法人評価の枠組み

- 「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営の実績について、中期目標に基づき、年度評価、4年目終了時及び6年目終了時評価を実施。
- 教育研究の状況については、専門的な観点から評価を実施するため、4年目終了時及び6年目終了時において、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重。



(資料) 文部科学省『国立大学法人運営委交付金』2018年11月15日(行政事業レビュー秋の年次公開検証における文部科学省配布資料)参考資料p4.

(図表22) 国立大学法人評価委員会の顔ぶれ

第2期中期目標期間終了時評価時点

	市川 太一	広島修道大学長
○	稲永 忍	長崎県公立大学法人理事長
	大滝 義博	株式会社バィフロンティアパートナーズ代表取締役社長
	奥野 武俊	公立大学法人大阪府立大学前理事長・学長
	勝 悦子	明治大学政治経済学部教授 (前副学長)
	北野 宏明	株式会社ソニコンピュターサイエンス研究所代表取締役社長・所長
◎	北山 禎介	株式会社三井住友銀行取締役
	桐野 高明	東京大学名誉教授
	熊平 美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
	佐野 慶子	佐野公認会計士事務所公認会計士
	鈴木 雅子	株式会社ベィフィット・ワン取締役副社長
	田籠 喜三	株式会社TAGS代表取締役
	橋・フクシマ・咲江	G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長
	津坂 美樹	ボーストコンサルティンググループシニアパートナー&マネージング・ディレクター
	早川 信夫	日本放送協会放送総局解説委員室解説委員
	深見 希代子	東京薬科大学生命科学部教授
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク代表
	松本 香	公認会計士松本香事務所長
	水野 弘道	年金積立金管理運用独立行政法人理事兼CIO
	村田 治	関西学院大学長

※ ◎は委員長、○は委員長代理  
 ※ 所属は平成29年6月現在

現在の委員

	大滝 義博	株式会社バィフロンティアパートナーズ代表取締役社長
	勝 悦子	明治大学政治経済学部教授、IAU (国際大学協会) 理事
	熊平 美香	一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
◎	車谷 暢昭	株式会社東芝代表執行役会長CEO
	小林 良彰	慶應義塾大学法学部教授、社会科学データ・アライヴセンター(SU)センター長
	近藤 倫明	北九州市立大学特任教授
	清水 一彦	山梨県立大学理事長・学長
	鈴木 雅子	株式会社ベィフィット・ワン取締役副社長
	田籠 喜三	株式会社TAGS代表取締役
	橋・フクシマ・咲江	G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長
	長澤 秀行	公益財団法人とちか財団理事長
	西村 いくこ	甲南大学理工学部教授、日本学術振興会学術システム研究センター副所長
	深見 希代子	東京薬科大学生命科学部教授
	巻之内 茂	巻之内・上石法律事務所長・弁護士
	松本 美奈	読売新聞東京本社専門委員
	水野 弘道	年金積立金管理運用独立行政法人理事兼CIO
	村田 治	関西学院大学長
	森 公高	日本公認会計士協会相談役
	森山 幹弘	南山大学国際教養学部教授
	山田 礼子	同志社大学社会学部長・研究科長

※ ◎は委員長  
 ※ 所属は平成30年6月現在

(資料) 文部科学省『国立大学法人運営委交付金』2018年11月15日(行政事業レビュー秋の年次公開検証における文部科学省配布資料) 参考資料p7.

(図表23) 国立大学法人法に基づく国立大学法人評価における教育・研究水準の評価

第2期中期目標期間終了時評価 (2016年実施)

- 各大学の学部・研究科等の教育・研究の水準等を10の学系部会から構成される現況分析部会において評価。

<現況分析の学系 (計10学系) >

人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合科学系、特定領域系、大学共同利用機関

※現況分析部会は、各分野の専門家252名で構成

※現況分析を行う上で、各学部・研究科等の研究業績の水準を判定する研究業績判定組織は、各分野の専門家580名で構成

- 評価がより客観的で公正なものとなるよう、大学評価・学位授与機構 (現 大学改革支援・学位授与機構) において、第2期中期目標期間終了時評価開始前に、各学系別の教育・研究水準の評価にかかる参考例を公表。



評価者が評価する際や大学が現況調査表を作成する際の参考情報

人文科学系の研究成果に係る参考例 (研究業績等の状況)

人文科学系の研究業績の種類については、たとえば、論文、専門的な内容の著書、先行の研究業績の翻訳や評論、文学作品の翻訳、古典的な文献の翻刻・校閲・解説・編纂等、学術書籍や資料集等の編纂、事典・辞書等の編纂、美術館・博物館等の解説資料や展覧会等のプログラム・目録等の編纂や掲載される解説の執筆、各種の調査報告 (発掘調査、考古資料の調査を含む)、文学や美術その他の芸術分野における創作活動、展覧会等の企画などの活動等の多様なものを含む。

第3期中期目標期間4年目終了時評価 (2020年実施予定)

- 各大学の学部・研究科等の教育・研究の水準等を11の学系部会から構成される現況分析部会において評価。

<現況分析の学系 (計11学系) >

人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関



学系ごとに、教育活動・成果、研究活動・成果の状況についての必須記載項目を検討

学系ごとに、分野ごとの特性を踏まえ、「評価指標」として活用する指標を検討

(資料) 文部科学省『国立大学法人運営委交付金』2018年11月15日 (行政事業レビュー秋の年次公開検証における文部科学省配布資料) 参考資料p6.

(図表24) 国立大学法人法に基づく国立大学法人評価における現況分析部会(教育・研究水準の評価)の顔ぶれ(その1)

人文科学系	社会科学系	
伊藤 たかね 東京大学教授	秋田 次郎 東北大学大学院経済学研究科長	徳賀 芳弘 京都大学副学長
○江原 由美子 首都大学東京教授	阿部 誠 大分大学大学院福祉社会科学研究科長	床谷 文雄 大阪大学教授
大淵 憲一 放送大学宮城学習センター所長	石山 幸彦 横浜国立大学教授	中村 博之 横浜国立大学教授
釜谷 武志 神戸大学教授	岩本 武和 京都大学教授	根本 二郎 名古屋大学教授
栗原 浩英 東京外国語大学教授	植野 妙実子 中央大学教授	萩原 泰治 神戸大学教授
杉本 優 群馬県立女子大学教授	川波 洋一 下関市立大学長	藤原 秀夫 同志社大学教授
高木 彰彦 九州大学教授	国友 直人 明治大学特任教授	間宮 勇 明治大学副学長・学長室専門員長
◎高橋 和久 東京大学特任教授	○久保庭 眞彰 一橋大学名誉教授	山倉 健嗣 大妻女子大学教授
○竹中 亨 大阪大学教授	桜井 久勝 関西学院大学教授	山田 鋭夫 名古屋大学名誉教授
谷 富夫 甲南大学教授	◎湖見 佳男 京都大学人文社会科学域長・法学研究科長	山部 俊文 一橋大学教授
○戸田山 和久 名古屋大学教授	下田 憲雄 大分大学副学長・教授	山本 健児 九州大学教授
和田 壽弘 名古屋大学教授	白石 克孝 龍谷大学教授	○山本 弘 神戸大学教授
	関口 正司 九州大学教授	吉井 昌彦 神戸大学教授
	芹澤 成弘 大阪大学教授	渡辺 達徳 東北大学教授
	田中 一郎 金沢大学名誉教授	
	玉井 金五 愛知学院大学教授	
	○多和田 眞 愛知学院大学教授	
	土井 政和 九州大学教授	

※ ◎は部会長、○は副部会長

※ 所属は平成29年3月現在 8

(資料) 文部科学省『国立大学法人運営委交付金』2018年11月15日(行政事業レビュー秋の年次公開検証における文部科学省配布資料)参考資料p8.

(図表25) 国立大学法人法に基づく国立大学法人評価における現況分析部会(教育・研究水準の評価)の顔ぶれ(その2)

理学系		工学系	
◎相原博昭	東京大学大学執行役・副学長	石村真一	郡山女子大学特任教授
○阿波賀邦夫	名古屋大学教授	磯部雅彦	高知工科大学長
石坂丞二	名古屋大学宇宙地球環境研究所副所長	井上光輝	豊橋技術科学大学理事・副学長
○今市涼子	日本女子大学教授	内山勝	東北大学名誉教授
巖佐庸	九州大学教授	尾家祐二	九州工業大学長
桂利行	法政大学教授	大谷順	熊本大学教授
中村佳正	京都大学教授	大野英男	東北大学教授
長谷俊治	大阪大学特任教授	○影山和郎	東京大学教授
日笠健一	東北大学教授	片山聖二	大阪大学名誉教授
平井啓久	京都大学教授	○河村篤男	横浜国立大学教授
廣井美邦	情報・システム研究機構特任教授	◎岸本喜久雄	東京工業大学環境・社会理工学院長
深田吉孝	東京大学教授	○北村隆行	京都大学工学研究科長・工学部長・副理事
松見豊	名古屋大学教授	久保田弘敏	帝京大学客員教授
山本正幸	自然科学研究機構理事・副機構長	越光男	大学改革支援・学位授与機構特任教授
○吉川研一	同志社大学教授	後藤春彦	早稲田大学教授
		榎木哲夫	京都大学教授
		白鳥則郎	早稲田大学客員上級研究員
		末岡淳男	前九州職業能力開発大学校長
		高橋儀平	東洋大学教授
		宝田恭之	群馬大学教授
		瀧寛和	和歌山大学長
		中城康彦	明海大学教授
		野田直剛	静岡大学名誉教授
		林田行雄	前佐賀大学大学院工学系研究科長
		早瀬敏幸	東北大学教授
		本多敏	慶應義塾大学教授
		松本真一	秋田県立大学システム科学技術学部長

※ ◎は部会長、○は副部会長

※ 所属は平成29年3月現在 9

(資料) 文部科学省『国立大学法人運営委交付金』2018年11月15日(行政事業レビュー秋の年次公開検証における文部科学省配布資料)参考資料p9.

(図表26) 国立大学法人法に基づく国立大学法人評価における現況分析部会(教育・研究水準の評価)の顔ぶれ(その3)

農学系		保健系	
荒木 和秋	酪農学園大学農食環境学群長	新井 一	順天堂大学長
石川 勝美	高知大学副理事	荒木 孝二	東京医科歯科大学教授
石黒 直隆	岐阜大学教授	一ノ瀬 正和	東北大学教授
一瀬 勇規	岡山大学教授	井上 孝	東京歯科大学教授
岩元 泉	鹿児島大学名誉教授	○井上 智子	国立看護大学校長
○大山 卓爾	新潟大学教授	伊橋 光二	山形県立保健医療大学理事
川本 康博	琉球大学副学長	牛木 辰男	新潟大学医歯学系長・医学部長
木庭 卓人	千葉大学教授	大城 昌平	聖隷クリストファー大学リハビリテーション学部長
芝田 猛	東海大学名誉教授	大島 吉輝	東北大学教授
◎生源寺 眞一	名古屋大学教授	太田 茂	広島大学教授
鈴木 裕之	弘前大学教授	片岡 徹	神戸大学副学長
土川 覚	名古屋大学教授	河田 光博	佛教大学教授
中田 英昭	長崎大学副学長	北島 勲	富山大学教授
新村 末雄	新潟大学教授	◎北村 聖	国際医療福祉大学教授
○西原 眞杉	東京大学教授	○木村 健二郎	地域医療機能推進機構 東京高輪病院長
西村 伸一	岡山大学教授	久保 真一	福岡大学教授
野瀬 昭博	佐賀大学名誉教授	越川 憲明	日本大学特任教授
古谷 研	東京大学教授	小林 正夫	広島大学教授
宝月 岱造	東京大学名誉教授	斎藤 一郎	鶴見大学教授
丸谷 知己	北海道大学特任教授	澤田 誠	名古屋大学教授
村上 昇	宮崎大学学長特別補佐	島田 眞路	山梨大学長
○渡邊 紹裕	京都大学教授	○高倉 喜信	京都大学教授
		高戸 毅	東京大学教授
		高橋 眞理	順天堂大学教授
		遠山 育夫	滋賀医科大学教授
		戸塚 実	東京医科歯科大学大学院保健衛生学 研究科長
		長澤 弘	神奈川県立保健福祉大学教授
		中 篤裕	明海大学教授
		奈良 信雄	大学改革支援・学位授与機構特任教授
		奈良間 美保	名古屋大学教授
		野々村 克也	釧路労災病院長
		登 勉	三重県健康管理事業センター理事長
		寶金 清博	北海道大学病院長
		堀内 成子	聖路加国際大学教授
		○前田 健康	新潟大学歯学部長
		松井 修	金沢大学名誉教授
		松木 則夫	東京大学名誉教授
		三宅 洋一郎	徳島大学教授
		森山 啓司	東京医科歯科大学歯学部長
		吉 富博則	福山大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

※ 所属は平成29年3月現在 10

(資料) 文部科学省『国立大学法人運営委交付金』2018年11月15日(行政事業レビュー秋の年次公開検証における文部科学省配布資料)参考資料p10.

(図表27) 国立大学法人法に基づく国立大学法人評価における現況分析部会(教育・研究水準の評価)の顔ぶれ(その4)

総合科学系

青木 健一	金沢大学教授	亀山 充隆	石巻専修大学教授	中島 英治	九州大学教授
赤木 正人	北陸先端科学技術大学院大学教授	河村 純一	東北大学教授	中野 義昭	東京大学教授
縣 公一郎	早稲田大学教授	木部 暢子	人間文化研究機構教授	中道 正之	大阪大学大学院人間科学研究科附属 未来共創センター長
秋本 克洋	筑波大学特命教授	楠岡 成雄	東京大学名誉教授	中村 文彦	横浜国立大学理事・副学長
○浅見 泰司	東京大学教授	黒田 達朗	名古屋大学教授	新川 達郎	同志社大学教授
安部 悦生	明治大学教授	河野 憲二	奈良先端科学技術大学院大学教授	原科 幸彦	千葉商科大学長
有馬 眞	横浜国立大学名誉教授	小坂 満隆	北陸先端科学技術大学院大学教授	深尾 良夫	海洋研究開発機構特任上席研究員
飯島 敏夫	東北大学教授	五島 幸一	愛知淑徳大学グローバル・コミュニ ケーション学部長	深見 公雄	高知大学学長特別補佐
○家 正則	国立天文台名誉教授	小島 定吉	東京工業大学教授	藤井 滋穂	京都大学教授
池上 知子	大阪市立大学教授	近藤 和雄	東洋大学教授	藤川 清史	名古屋大学教授
◎石田 英敬	東京大学教授	齋藤 健	北海道大学教授	前門 晃	琉球大学教授
○出江 紳一	東北大学大学院医工学研究科長	澤登 早苗	恵泉女学園大学教授	丸山 幸夫	筑波大学教授
○伊藤 眞	筑波大学副学長	城石 俊彦	情報・システム研究機構教授	村上 富士夫	大阪大学名誉教授
今臨 資郎	九州大学名誉教授	杉田 孝夫	お茶の水女子大学教授	森 俊夫	岐阜女子大学家政学部長
上田 卓也	東京大学教授	高橋 孝行	北海道大学名誉教授	森下 信	横浜国立大学理事・副学長
上田 涉	神奈川大学教授	高畑 由起夫	関西学院大学教授	山口 靖	名古屋大学教授
大谷 毅	信州大学名誉教授	宅田 裕彦	京都大学教授	○横矢 直和	奈良先端科学技術大学院大学 理事・副学長
大塚 成男	千葉大学教授	多治見 左近	大阪市立大学教授	米原 伸	京都大学教授
大塚 譲	戸板女子短期大学教授	田畑 泉	立命館大学教授		
大西 昇	名古屋大学名誉教授	田林 明	筑波大学名誉教授		
小口 和美	国士舘大学教授	出村 誠	北海道大学教授		
小谷 典子	山口大学名誉教授	徳永 勝士	東京大学教授		
寛 捷彦	情報オリンピック日本委員会理事	富取 正彦	北陸先端科学技術大学院大学教授		
加納 重義	金沢大学副学長	永澤 明	埼玉大学名誉教授		
鎌倉 稔成	中央大学教授				

※ ◎は部会長、○は副部会長

※ 所属は平成29年3月現在 11

(資料) 文部科学省『国立大学法人運営委交付金』2018年11月15日(行政事業レビュー秋の年次公開検証における文部科学省配布資料)参考資料p11.

(図表28) 国立大学法人法に基づく国立大学法人評価における現況分析部会(教育・研究水準の評価)の顔ぶれ(その5)

### 教育系

浅沼 茂	東京学芸大学特任教授	高橋 勝	帝京大学大学院教職研究科長
○阿部 修	北海道教育大学理事・副学長	寺崎 弘昭	山梨大学教授
今井 康雄	日本女子大学教授	鳥光 美緒子	中央大学教授
植田 健男	名古屋大学教授	早川 操	福山女学園大学教授
浦 光博	追手門学院大学心理学部長	原田 智仁	兵庫教育大学教授
大杉 昭英	国立教育政策研究所初等中等教育研究部長	松浦 良充	慶應義塾大学文学部長
小川 正人	放送大学教授	南 博文	九州大学教授
○小内 透	北海道大学大学院教育学研究院長	◎耳塚 寛明	お茶の水女子大学教授
加賀 勝	岡山大学教授	八尾坂 修	九州大学名誉教授
加藤 義信	愛知県立大学名誉教授	山本 眞一	桜美林大学教授
熊野 善介	静岡大学教授	吉本 圭一	九州大学主幹教授
小玉 重夫	東京大学教授	米田 俊彦	お茶の水女子大学教授
小林 辰至	上越教育大学教授	渡部 昭男	神戸大学教授
近藤 孝弘	早稲田大学教授		
坂越 正樹	広島大学教授		
○清水 一彦	山梨県立大学理事長・学長		
新谷 恭明	西南女学院大学教授		
鈴木 晶子	京都大学教授		

### 特定領域系

- 四反田 素幸 秋田大学理事・副学長
- ◎三浦 篤 東京大学教授
- 渡邊 健二 東京藝術大学教授

### 大学共同利用機関

- 井本 敬二 自然科学研究機構理事  
・生理学研究所長
- 高塚 和夫 京都大学リサーチリーダー
- ◎中地 義和 東京大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

※ 所属は平成29年3月現在 12

(資料) 文部科学省『国立大学法人運営委交付金』2018年11月15日(行政事業レビュー秋の年次公開検証における文部科学省配布資料)参考資料p12.

- 文部科学省も、国立大学の評価体制の問題点を認識してか、近年では、**機関別認証評価**や国立大学法人法に基づく評価以外に、客観的な外部の眼を含む評価体制を追加的に設けるように(図表29)
  - 例えば、2015年度以降、各国立大学は①地域、②分野、③世界の3重点分野のうちのいずれかを自ら選択し(第三者による客観的な審査はなく、各国立大学の申請に基づく)、機能強化を推進するための「**重点支援評価**」を毎年受けることに。その評価結果は、ごく一部ながら国からの運営費交付金の交付に反映
  - 一部の国立大学に関しては、**国立大学改革補助金の交付**を受けようとする際や**指定国立法人制度の指定**を受けようとする際に別途評価を受けざるを得ない体制に
- これらの評価には、大学関係者以外の外部の眼も含む形で行われるものではあるが、評価を受ける国立大学側の立場からすれば、複数の評価制度が並行して運用されており、受審の負担が重くなっていることも否めず
  - 同じ年度に、特定の国立大学に対して、異なる評価において、首尾一貫しているようには見受けられない評価結果が下される例も

**(図表29) 国立大学法人を評価する仕組み**

	機関別認証評価	国立大学法人評価	重点支援評価	(参考) 国立大学改革補助金 (経営改革促進事業)	(参考) 指定国立大学法人制度
対象	国公立大学 (780大学) 短期大学、高等専門学校	国立大学 (86大学)	国立大学 (86大学)	国立大学 (2018年度:申請19事業 →採択7事業)	世界最高水準の教育研究活動の展開が見込まれる国立大学(6大学)※2019年2月現在の指定法人数
枠組み	学校教育法に基づく評価	国立大学法人法に基づく評価	国立大学の機能強化推進のための評価	補助金の事業選定のための評価	国立大学法人法に基づく指定国立大学法人の指定
評価の頻度	7年以内ごと	教育研究: 4年目および6年目終了時 業務運営: 財務内容: 毎年	毎年度	選定時 ※支援期間中、毎年度KPI達成状況を含めた取組の進捗状況を確認	指定時
評価者	認証評価機関 (文部科学大臣が認証)	国立大学法人評価委員会	文部科学省が設置する有識者会議	文部科学省が設置する有識者会議	国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、文部科学大臣が指定
視点 評価項目	各大学の状況が、設置基準等の法令に適合した大学評価基準(各認証評価機関が設定)を満たしていることの確認  ※大学評価基準を定めるに当たり必要な事項 ・ 教育研究の基本となる組織・教員組織・教育課程 ・ 施設および設備・事務組織 ・ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成および実施に関する方針ならびに入学者の受け入れに関する方針 ・ 教育研究活動等の状況にかかる情報の公表 ・ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み ・ 財務に関すること ・ 上記のほか、教育研究活動等に関すること	文部科学大臣が、法人の意見を踏まえて各法人ごとに策定した中期目標期間(6年間)における中期目標の達成状況の評価  教育・研究・業務運営・財務内容について評価  ※教育研究の評価に当たっては、大学改革支援・学位授与機構が実施する中期目標の達成状況の評価結果を尊重	各国立大学の機能強化の方向性に応じた取り組みをきめ細かく支援するため、予算上、3つの重点支援の枠組みを創設  枠組みの機能強化を実現するために各法人が自ら設定した戦略および戦略の達成状況を判断するための評価指標(KPI)の進捗状況等を評価し予算配分  (※戦略・評価指標は、中期目標記載事項を踏まえて各法人が設定) 【重点支援①】地域のニーズに応える人材育成・研究を推進(55大学) 【重点支援②】分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進(15大学) 【重点支援③】世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進(16大学)	補助金の趣旨を踏まえ、各大学が提出した経営改革構想の申請内容を評価し、対象事業を選定  ※経営改革構想の審査の観点 (1) 構想の卓越性 (2) 取組の実効性 (3) 構想の実現可能性 (4) 取組の継続性および発展性 (5) 成果目標設定の妥当性 (6) 本事業に対する姿勢  経営改革構想の実現や本補助金を活用した取り組みの実施により、達成すべき成果目標、および成果目標を測定する具体的な評価指標(KPI)を設定(事業終了年度までの各年度のKPI)	第3期中期目標期間においては、「研究力、社会との連携、国際協働」の3つの領域において、国内最高水準に位置していることを、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会(国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会)が書面審査、ヒアリング審査および現地視察を実施の上、確認

(資料)文部科学省『国立大学法人運営費交付金』2018年11月15日(行政事業レビュー)秋の年次公開検証における文部科学省配布資料)に、日本総研研究所が一部加筆して作成。

### (3) 大学全体としての情報開示

- 文部科学省は2012年の「大学改革実行プラン」において「徹底した情報公開」という方針を掲げ、「**大学ポートレート**」を立ち上げ
  - －現在、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構のサイト上で運営
  - －約900の国公立大学・短期大学が参加
- その内容は
  - ①教育研究上の目的等
  - ②学部・研究科等の特色等
  - ③入試
  - ④教育課程(カリキュラム)
  - ⑤進路
  - ⑥学費・奨学金等
  - ⑦教員
  - ⑧学生
  - ⑨キャンパスどまりであるのが実態  
＝各大学のパンフレットの掲載内容の域を出ておらず

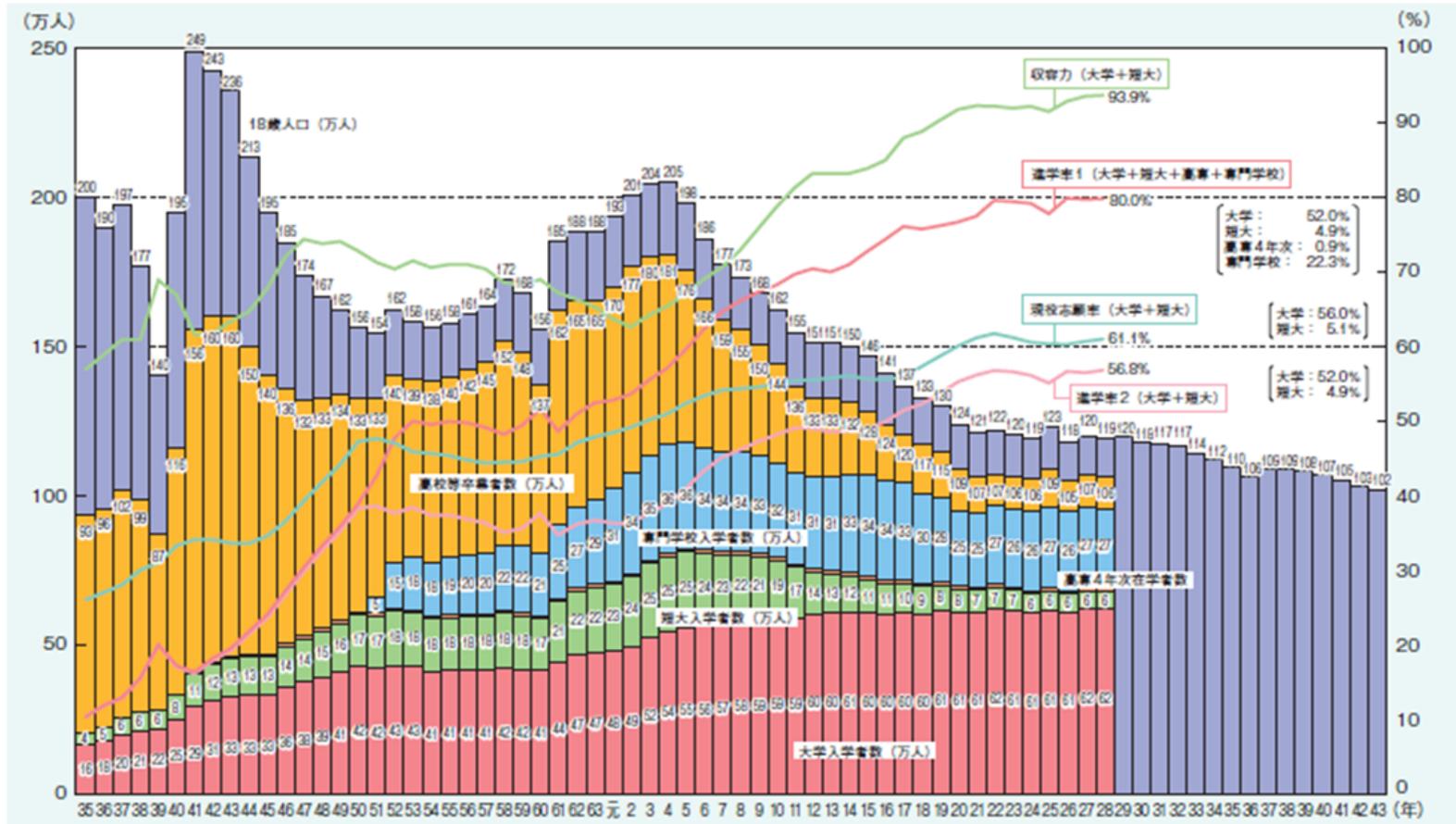
- 利用者の立場からみると異なる大学の相対評価は容易ではない
- 英国のUnistatsに掲載されているような教育の効果等の客観的な調査は、わが国ではそもそもまだ実施されておらず
- 学生や企業、社会にとってのニーズからはほど遠い内容で、社会全体としての認知や活用はおよそ進まず。イギリスのUnistats等による大学の情報開示との間には大きな落差が存在
- その理由は何よりも、わが国ではこうした取り組みがこれまで、もっぱら大学関係者のみの手によって行われ、あくまで大学関係者や教育関係者の目線で構築されてしまったことに起因
  - 教師として生徒や学生には相対的な成績評価をつける一方で、自分達の教育の成果に関する相対的な評価を避けようとするのは、大学に限らずわが国の教育関係者に共通する特徴といえるのではないか。

## 4. わが国の大学生の学費負担の現状

## (1) 家計の経済負担の現状と費用負担にかかるこれまでの政策運営

- 1990(平成2)年には6割強に過ぎなかったわが国の高等教育機関の収容力は、その後90年代を通じて急上昇し、90年代末には8割強の水準に到達(図表31)
- その後はわが国全体が不良債権問題を背景とする銀行危機で、極めて厳しい経済状況に陥ったこともあって収容力はしばらくは横ばいで推移したが、2000年代前半には再び上昇傾向をたどり、足許(2017年度)では実に93.9%にまで到達
- 「大学全入時代」は間近、もしくは高専や専門学校を加えれば、「全入」を大きく超過する状態に事実上入っているとみることも可能
- わが国ではいわば大学等の“供給増”に先導される形で大学進学率が上昇
- しかしながら、経済的に余裕をもって子どもを大学に進学させられる家庭が、それと並行して増えてきたわけでは決してなく、家計においては重い教育費負担がのしかかる状態(図表32)
- こうした状況に、政府はもっぱら、「高等教育の無償化」で対応しようとしている状態

(図表30) わが国の18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



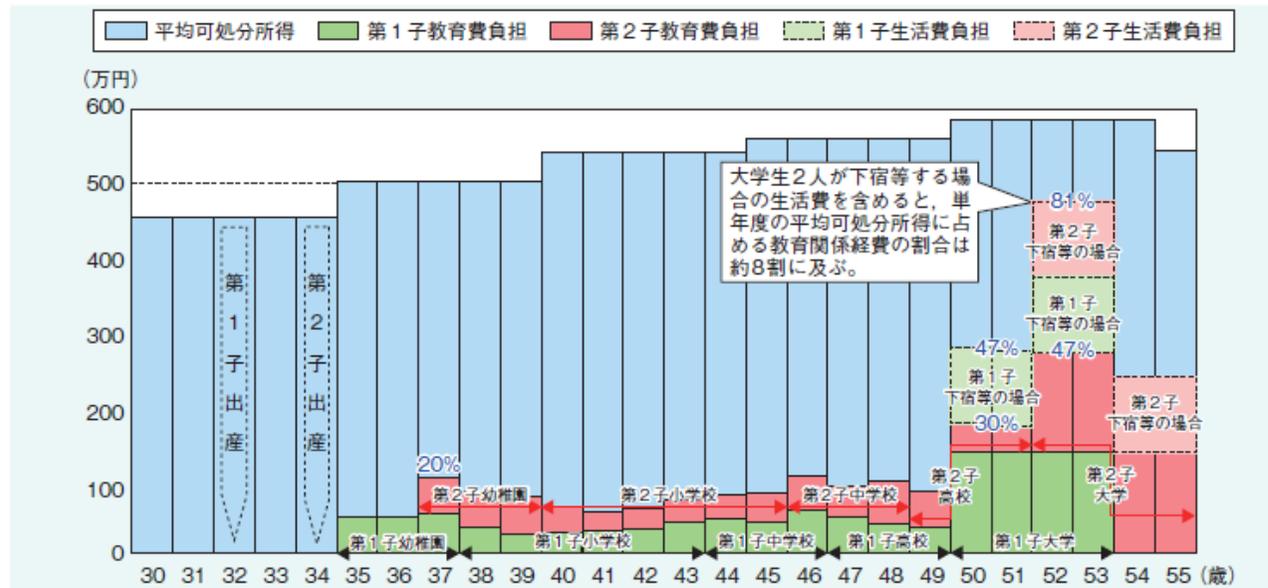
(資料) 文部科学省『文部科学白書2016』p203、図表2-5-1。

(原資料) 文部科学省『学校基本統計』、平成41(2029)年～43(2031)年度については国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口(出生中位)・死亡中位』を基に作成。

(原資料注) 進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

- しかしながら、経済的に余裕をもって子どもを大学に進学させられる家庭が、それと並行して増えてきたわけでは決してなく、家計においては重い教育費負担がのしかかる状態

(図表31) 家計における教育費負担



(資料) 文部科学省『文部科学白書2016』p217、図表2-5-5。

(原資料) 文部科学省『平成26年度子供の学習費調査』、(独) 日本学生支援機構『平成26年度学生生活調査』、総務省統計局『平成26年家計調査年報』。

(原資料注1) 32歳で第1子、34歳で第2子を出産と想定。

(原資料注2) 教育費負担: 幼稚園は私立、小・中・高は公立の場合の学習費総額(学校教育費、学校給食および学校外活動費の合計)

大学は私立大学昼間部の居住形態によらない平均の学費(授業料、その他の学校納付金、就学費、課外活動費、通学費の合計)

生活費負担: 私立大学昼間部の下宿・アパート等の居住形態の場合の生活費(食費、住居・光熱費、保健衛生費、娯楽・嗜好費、その他の日常費の合計)

可処分所得: 二人以上の勤労者世帯。世帯主の年齢階級別1世帯当たり1か月の可処分所得を年換算。

(原資料注3) 本データは一つの試算であり、貯蓄や教育ローン等の活用は考慮していない。

(図表32) 授業料減免の申請・許可状況  
 (JASSO『平成28年度学生生活調査結果』)

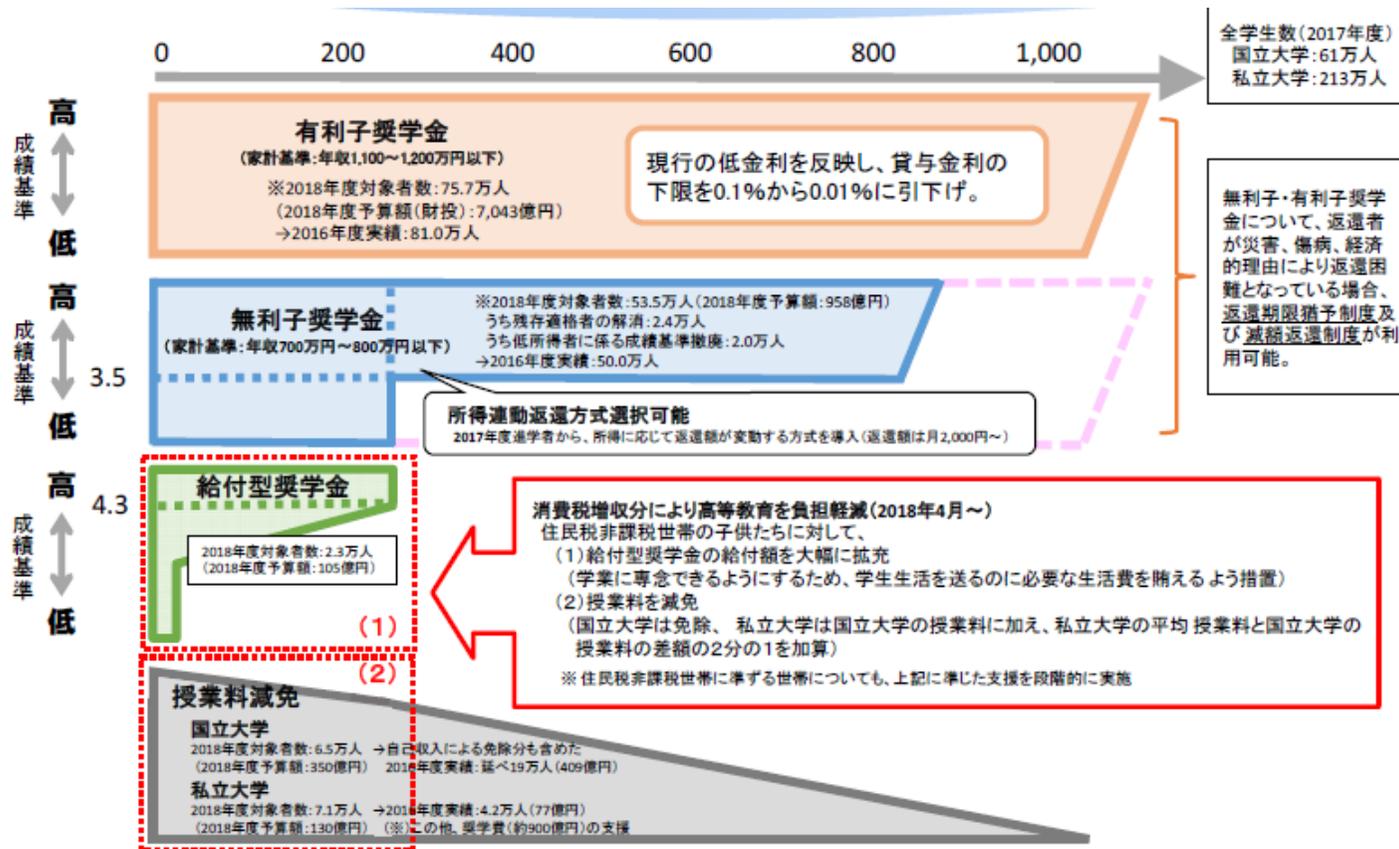
(%、カッコ内は2014年度調査)

	全額を 受けた	半額以上 全額未満 を受けた	半額未満 を受けた	申請した が不許可 になった	申請し なかった	大学に 減免制度 が なかった	計
国立	6.3 (3.8)	4.2 (6.1)	0.5 (0.6)	3.3 (3.4)	84.8 (85.5)	0.7 (0.6)	100.0
公立	2.8 (1.7)	3.6 (4.2)	0.9 (1.3)	4.0 (4.1)	84.0 (85.3)	4.7 (3.4)	100.0
私立	1.9 (1.0)	2.9 (2.8)	2.1 (2.6)	3.2 (2.8)	79.4 (80.6)	10.5 (10.2)	100.0
平均	2.8 (1.6)	3.2 (3.5)	1.8 (2.2)	3.3 (3.0)	80.6 (81.8)	8.4 (8.1)	100.0

(資料) 濱中義隆「学生に対する経済的支援の現状と課題」『平成28年度学生生活調査結果』(独)日本学生支援機構、2018年3月、表3を基に日本総合研究所作成。

- こうした状況に、政府はもっぱら、低所得世帯等を対象とする「高等教育の無償化」で対応しようとしている状態

(図表33) 低所得世帯の高等教育機会確保のための国による経済的支援の内容



(資料)財務省財政制度等審議会財政制度分科会「資料1 文教・科学技術」2018年10月24日、p30.

## (2) JASSO(日本学生支援機構)の奨学金の枠組みの設計

- わが国の大学生の奨学金の主力である、独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会、JASSO)の奨学金の枠組みには、無利子と有利子の2通りが存在(図表34、35)
  - 大学、短期大学、大学院といった学生の在学機関別、および国公立・私立別、自宅通学か自宅外通学か、という要件別に貸与月額が定められており、在学する学部や専攻にかかわらず、一律の制度設計
- 国公立大学全体でみて、約半数の学生がJASSOの奨学金の貸与を受け(図表36)、その貸与金額は月当たり数万円～10万円以上と、相当な高額に達しているケースもある状況
- 仮に、月10万円の奨学金の貸与を4年間受ければ、卒業後に480万円の奨学金の返済義務を負う。私立大学に自宅外から通学する学生が、第一種(無利子)で最高月額6万4千円に加え、第二種(有利子)を併用して最大の12万円の貸与を4年間受けた場合、卒業後に実に883万円の奨学金の返済義務を負う計算
- ちなみに、2016年3月にJASSO奨学金の貸与を終了した奨学生の、1人当たりの平均貸与総額は実に、**第一種奨学金が237万円、第二種奨学金が343万円**に到達

**(図表34) 日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)貸与月額一覧【2018年度以降入学者】**

(円)

区 分		設置者	通学方法	貸与月額				
							最高月額	
大 学	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000	
	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		54,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000	
短期大学	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000	
	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	
大学院	修士・博士前期 専門職大学院		50,000	88,000				
		博士・博士後期 博士医・歯・薬・獣医学	80,000	122,000				
高等専門学校	本 科 (1～3年生)	国公立	自宅	10,000	21,000			
			自宅外	10,000	22,500			
		私立	自宅	10,000	32,000			
			自宅外	10,000	35,000			
	本 科 (4・5年生) 専攻科	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000
専修学校(専門課程)	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000	
	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	

(資料) 日本学生支援機構ホームページ

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/\\_icsFiles/afieldfile/2018/04/03/1shuge-tsugaku2018ikou.pdf](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/_icsFiles/afieldfile/2018/04/03/1shuge-tsugaku2018ikou.pdf)

(原資料注1) 申込時における前年1年間の家計収入が一定額以上の学生は、各区分の最高月額以外の月額から選択。

(原資料注2) 6年生薬学部を基礎を置く薬学系大学院博士課程(4年制)については、「博士医・歯・薬・獣医学」の金額が適用される。

**(図表35) 日本学生支援機構の第二種奨学金(有利子)貸与月額一覧**

大学	月額2万円～12万円(1万円刻み) (※1) 私立大学の医・歯学の課程の場合、12万円に4万円の増額が可能。 (※2) 私立大学の薬・獣医学の課程の場合、12万円に2万円の増額が可能。
短期大学	月額2万円～12万円(1万円刻み)
大学院	月額5万円、8万円、10万円、13万円、または15万円 (※) 法科大学院の法学を履修する課程の場合、15万円に4万円または7万円の増額が可能。
高等専門学校 (本科1～3年生) (本科4、5年生・専攻科)	第二種奨学金は対象外 月額2万円～12万円(1万円刻み)
専修学校(専門課程)	月額2万円～12万円(1万円刻み)

(資料) 日本学生支援機構ホームページ (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/2shu/index.html>) を基に日本総合研究所作成。

**(図表36) JASSO奨学金の申請・受給状況  
(JASSO『平成28年度学生生活調査結果』)**

(%, カッコ内は2014年度調査)

	第一種 奨学金を 受けた	第二種 奨学金を 受けた	第一種と 第二種の 併用を 受けた	申請した が不採用 になった	希望した が申請 しなかった	必要 なかった	計
国立	17.5 (18.8)	15.7 (21.0)	4.7 (4.4)	1.0 (1.0)	7.2 (7.7)	54.0 (47.0)	100.0
公立	23.3 (21.7)	19.8 (25.2)	5.0 (4.5)	1.1 (0.9)	6.1 (5.9)	44.6 (41.9)	100.0
私立	12.6 (12.4)	24.6 (28.8)	5.7 (4.3)	1.4 (1.2)	7.0 (6.9)	48.7 (46.5)	100.0
平均	14.0 (14.0)	22.8 (27.2)	5.5 (4.3)	1.3 (1.1)	7.0 (7.0)	49.4 (46.4)	100.0

(資料) 濱中義隆「学生に対する経済的支援の現状と課題」『平成28年度学生生活調査結果』(独)日本学生支援機構、2018年3月、表1を基に日本総合研究所作成。

### (3) JASSO奨学金の返済状況

- JASSO奨学金の返済状況をみると、3カ月以上の延滞比率はこの10年間で低下傾向をながら、2016年度末でもなお全体の3~4%の水準
  - 2004年度に設けられた「返還期限猶予制度」の承認分を含まず、延滞そのものの実態が改善しているのかどうかは疑問

(図表37) JASSO奨学金の返還と延滞状況の推移

(千人、億円)

	返還者数 (A)				要返還債権額 (D、*1)					
	1人以上の延滞者数 (B)	3カ月以上の延滞者数		1人以上の延滞債権額 (E、*2)	3カ月以上の延滞債権額					
(B/A、%)		(C)	(C/A、%)		(F、*2)	(F/D、%)				
2004	1,848	249	13.5	183	9.9	22,568	2,644	11.7	1,787	7.9
2005	1,989	262	13.2	185	9.3	25,275	2,900	11.5	1,864	7.4
2006	2,156	281	13.0	194	9.0	28,503	3,283	11.5	2,074	7.3
2007	2,356	297	12.6	200	8.5	32,354	3,635	11.2	2,253	7.0
2008	2,538	310	12.2	203	8.0	36,145	3,971	11.0	2,386	6.6
2009	2,731	336	12.3	211	7.7	40,139	4,561	11.4	2,629	6.5
2010	2,920	341	11.7	208	7.1	44,179	4,730	10.7	2,660	6.0
2011	3,117	331	10.6	197	6.3	48,204	4,755	9.9	2,647	5.5
2012	3,334	334	10.0	194	5.8	52,547	4,931	9.4	2,682	5.1
2013	3,535	334	9.4	187	5.3	56,878	5,064	8.9	2,639	4.6
2014	3,741	328	8.8	173	4.6	61,018	5,089	8.3	2,491	4.1
2015	3,928	328	8.3	165	4.2	64,803	5,175	8.0	2,396	3.7
2016	4,095	335	8.2	161	3.9	67,872	5,400	8.0	2,388	3.5

(資料) 独立行政法人日本学生支援機構『奨学金事業への理解を深めていただくために[報道等を見て関心を持たれた皆様に向けたデータ・ファクト集]』2017年11月 ([https://www.jasso.go.jp/about/information/\\_icsFiles/afieldfile/2017/11/14/s\\_gorikai2017.pdf](https://www.jasso.go.jp/about/information/_icsFiles/afieldfile/2017/11/14/s_gorikai2017.pdf))

(注\*1) 総貸付残高のうち卒業等により返還段階に入った債権の残高で、返還猶予中の債権を含む。大学等に在学中で、現に貸与を受けている学生への債権は含まない。

(注\*2) 要返還債権額のうち各年度末時点で1日以上または3カ月以上延滞している債権の残高で、返還期限猶予中の債権は含まない。

- このようにみると、JASSO奨学金の債務を抱えた卒業生の返還をめぐる実情は、厳しい状況が継続

(図表38) JASSOの返還期限猶予制度の承認件数の推移

年度	承認件数
2004	48,531
05	50,612
06	58,014
07	62,850
08	58,859
09	67,552
10	91,492
11	108,362
12	114,938
13	121,803
14	137,561
15	148,090
16	154,249

(図表39) JASSO減額返還制度の承認件数の推移

年度	承認件数
2010	900
11	5,987
12	10,664
13	14,079
14	16,017
15	18,464
16	21,013

(資料) 独立行政法人日本学生支援機構『奨学金事業への理解を深めていただくために[報道等を見て関心を持たれた皆様に  
 向けたデータ・ファクト集』2017年11月

([https://www.jasso.go.jp/about/information/\\_icsFiles/afieldfile/2017/11/14/s\\_gorikai2017.pdf](https://www.jasso.go.jp/about/information/_icsFiles/afieldfile/2017/11/14/s_gorikai2017.pdf)).

(注) 在学を理由とする猶予(「在学猶予」)を除く猶予(「一般猶予」)の件数。

## (4) 子どもを大学へ進学させる家計の経済実態

- 子どもを大学へ送り出す家庭の側の経済事情も厳しさを増す状況
- JASSOの『平成28年度学生生活調査結果』(昼間部の大学3年生の回答)をみると(図表40)家庭からの給付のみで「修学可能」な学生は6割弱どまり。「修学不自由」と「修学継続困難」がそれぞれ2割弱、「家庭からの給付はない」が約6%存在
- 家庭の経済事情には、学生の所属する学科別のバラつきが大きい
  - 例えば、医・歯系は私立大学に進学した場合、相当に高額の授業料が必要となるにもかかわらず、家庭からの給付のみで「修学可能」が7割超にも達するなど、経済的な余裕あり
  - 福祉系は医・歯系と同じく国家資格が得られる学科であるにもかかわらず、家庭からの給付のみで「修学可能」な学生は4割にも達せず、「家庭からの給付はない」学生が1割を超過

(図表40) 学科系統別にみた「家庭からの給付状況」  
 (JASSO『平成28年度学生生活調査結果』のうち、大学<昼間部>3年生の回答を対象)

(%) (参考)

学科系統	回答数	修学可能	修学不自由	修学継続 困難	家庭からの 給付はない	合計
文・外国語・国際・文化系	699	56.2	17.7	18.5	<b>7.6</b>	100.0
法・政・経・商・社系	960	56.3	18.2	18.0	7.5	100.0
理・工系	980	59.2	17.3	19.3	4.2	100.0
農系	185	<b>66.5</b>	16.8	<b>15.1</b>	<b>1.6</b>	100.0
薬系	97	60.8	18.6	18.6	<b>2.1</b>	100.1
医・歯系	155	<b>72.3</b>	<b>11.0</b>	<b>11.0</b>	5.8	100.1
看護・保健系	404	55.7	19.3	20.3	4.7	100.0
教育・教員養成系	344	57.8	<b>19.8</b>	<b>16.3</b>	6.1	100.0
福祉系	138	<b>39.1</b>	<b>24.6</b>	<b>25.4</b>	<b>10.9</b>	100.0
家政・生活系	121	<b>62.8</b>	<b>13.2</b>	<b>21.5</b>	<b>2.5</b>	100.0
芸術系	140	<b>51.4</b>	<b>27.9</b>	17.1	3.6	100.0
スポーツ系	85	<b>48.2</b>	<b>15.3</b>	<b>31.8</b>	4.7	100.0
その他	154	54.5	16.9	18.2	<b>10.4</b>	100.0
全体	4,462	57.3	18.1	18.6	5.9	99.9

(資料) 望月由起「大学3年生のキャリア形成と「家庭からの給付状況」の関連」『平成28年度学生生活調査結果』(独)日本学生支援機構、2018年3月、表1を基に日本総合研究所作成。

(原資料注)「家庭からの給付のみで修学可能ですか(最近1年間の経験から)」という問いに対する回答(4件法)を学科系統別に示したもの。

(注) 本表においては、各学科系統のうち、「修学可能」については高い順に上位3位までの学科系統、「修学不自由」「修学継続困難」「家庭からの給付はない」については低い順に下位3位までの学科系統(≒経済的な余裕度が相対的に大きい)を**太青斜字**で表記したほか、「修学可能」については低い順に下位3位までの学科系統、「修学不自由」「修学継続困難」「家庭からの給付はない」については高い順に上位3位までの学科系統(≒経済的な余裕度が相対的に小さい)を**太赤字**で表記した。

- 国立・公立・私立大学ごとに、学生の出身地域別に家庭の年間収入階級の分布をみると、とりわけ首都圏や京阪神において、授業料の安い国立大学に、高所得層の学生が多く在籍
  - 首都圏は公立大学や私立大学を含め、経済事情に余裕のある家庭の学生が多い
  - 全国では、低所得層家庭出身の学生が、公立大学や授業料の高い私立大学に多く在籍

(図表41) 学生の出身地域別にみた家庭の年間収入階級の分布  
(JASSO『平成28年度学生生活調査結果』)

(%)

		家庭の年間収入階級					合計
		450万未満	450-650万	650-850万	850-1050万	1050万以上	
首都圏	国立	17.2	<b>14.0</b>	16.1	22.5	<b>30.2</b>	100.0
	公立	19.2	<b>17.5</b>	18.6	<b>24.3</b>	20.3	100.0
	私立	<b>18.0</b>	18.6	18.8	18.9	<b>25.7</b>	100.0
	平均	<b>18.0</b>	18.2	18.6	19.2	<b>26.0</b>	100.0
京阪神	国立	<b>16.2</b>	16.7	19.6	20.1	<b>27.3</b>	100.0
	公立	<b>24.7</b>	20.3	22.3	<b>16.4</b>	<b>16.4</b>	100.0
	私立	<b>29.8</b>	20.5	19.5	15.2	<b>15.0</b>	100.0
	平均	<b>27.2</b>	19.8	19.7	16.1	<b>17.2</b>	100.0
その他	国立	21.1	18.7	<b>21.7</b>	<b>18.5</b>	20.1	100.0
	公立	<b>26.3</b>	22.1	23.1	14.3	<b>14.2</b>	100.0
	私立	<b>23.4</b>	21.7	22.2	16.5	<b>16.1</b>	100.0
	平均	<b>23.1</b>	21.1	22.2	<b>16.8</b>	16.9	100.0
全国	国立	20.1	<b>17.9</b>	20.8	19.1	<b>22.0</b>	100.0
	公立	<b>25.8</b>	21.7	22.8	15.0	<b>14.7</b>	100.0
	私立	<b>22.5</b>	20.6	20.8	<b>17.1</b>	19.1	100.0
	平均	<b>22.2</b>	20.1	20.9	<b>17.4</b>	19.4	100.0

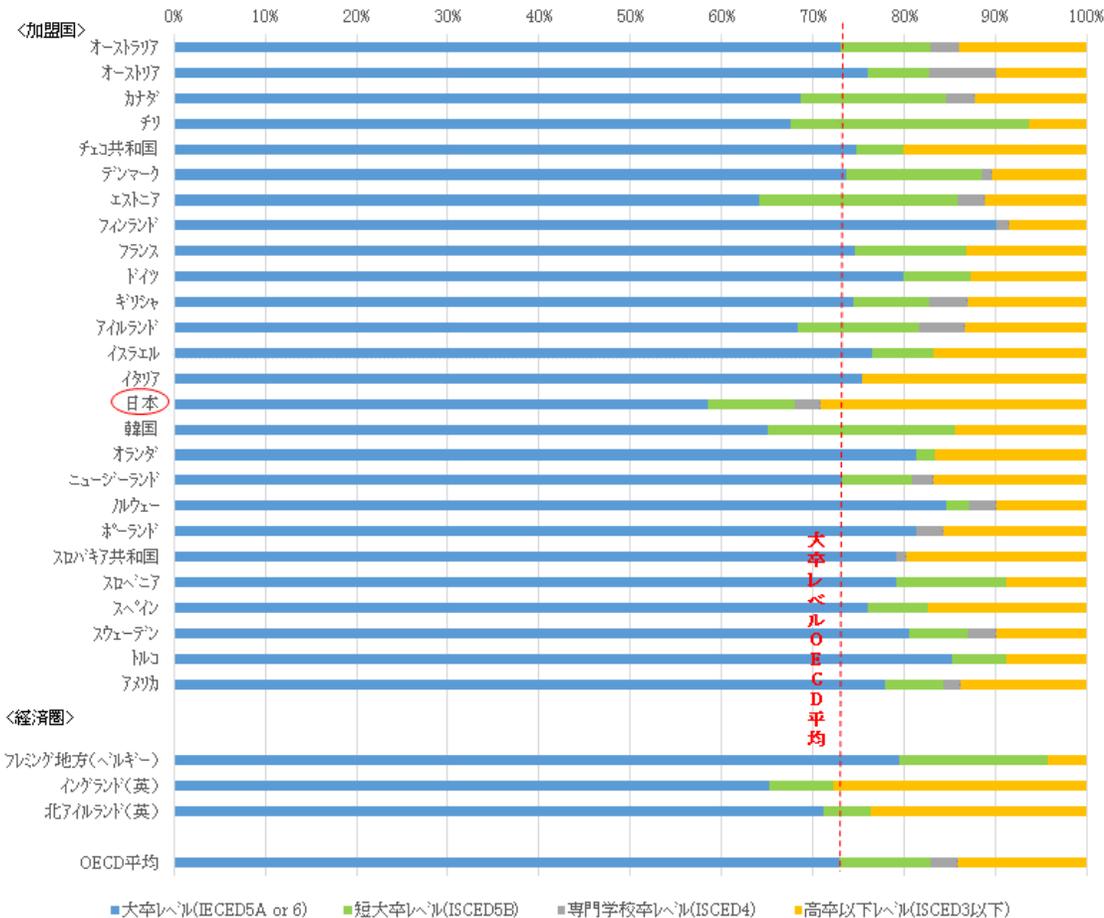
(資料) 濱中義隆「学生に対する経済的支援の現状と課題」『平成28年度学生生活調査結果』(独)日本学生支援機構、2018年3月、表4を基に日本総合研究所作成。

(注) 本表においては、学生の出身地域別・大学の設置形態別ごとにみて、家庭の年間収入階級の割合の最も大きい階級を**赤字**、最も小さい階級を**太青斜字**で表記した。

## 5. わが国に今後求められる課題

## (1) 大学卒業者が従事する職業レベルの国際比較

- OECDが2018年に公表した調査結果からわが国の大卒者の就業状況をみると、学歴相当の職に就いている割合は58%でOECD加盟国中最低、逆に大卒者が高卒相当の職に就いている割合は29%で同じく最高、という不芳な結果(図表42)
- 学歴相当の職業に就けなかった場合の所得水準は低い(図表43)  
→日本の大学の卒業生全体として、大学で十分な“employability”(雇用され得る能力)を身に着けられているとはいえないのではないか
- その原因は、
  - ①少子化により先行きの学生数の減少が確実であるにもかかわらず、90年代以降大学や学部的大幅な新設が認可され続けてきたこと(社会や経済のニーズの実態に見合わない大学の供給過剰)や、
  - ②長年にわたり、教育の効果を計測する努力も十分にはなされず、各大学が客観的な評価を受ける体制が整えられることもなく、「日本の大学生は諸外国対比あまり勉強しない」とよく指摘されながら放置されてきたことの裏返し
- 何よりも、これまでの大学改革が、もっぱら大学関係者のみの手によって行われ、社会全体としても大学任せにしてきた結果ではないのか。

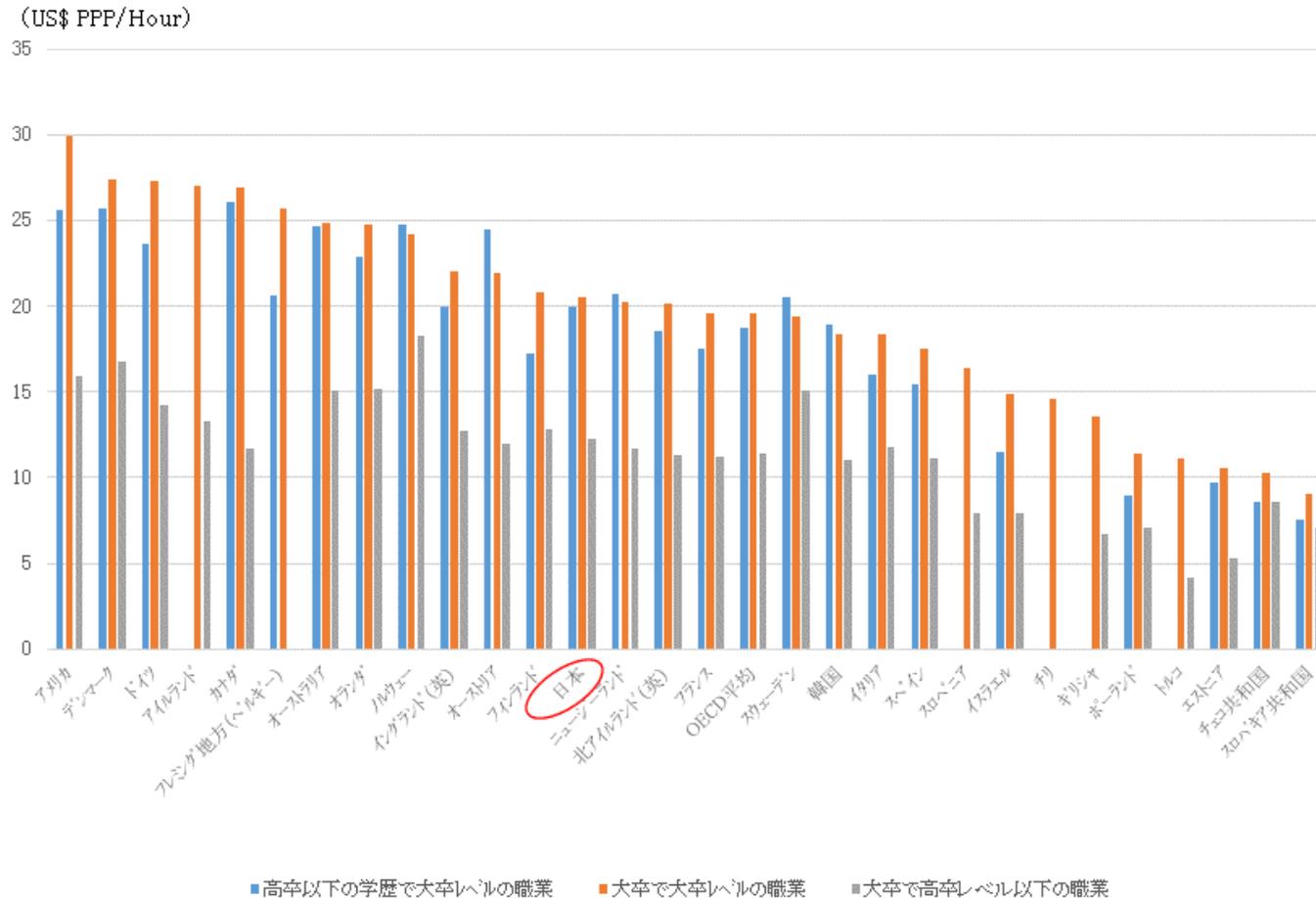
**(図表42) OECD加盟国における、大学卒業者が従事する職業レベル**


(資料) OECD, Education at a Glance 2018, table A3.a.(web only)を基に日本総合研究所作成。

(注1) 職業レベルは基本的にInternational Standard Classification of Education (OSCED) 2011に基づくが、一部はISCED1997による。5Aおよび5BはISCED1997におけるサブ類型で、わが国の学制にあてはめれば、それぞれ四年制大学卒業レベル、短期大学卒にほぼ該当する。

(原資料注2)「短大卒レベル(ISCED5B)」および「専門学校卒レベル(ISCED4)」に関しては、該当するタイプの就学形態が存在しない国や、実際の該当数がごく少ないために、信頼に足る推計が行い得ない国がある。

(図表43) OECD加盟国における労働者の、学歴と職業の適合状況別にみた時間当たり報酬の中位値  
(2012年値もしくは2015年値)

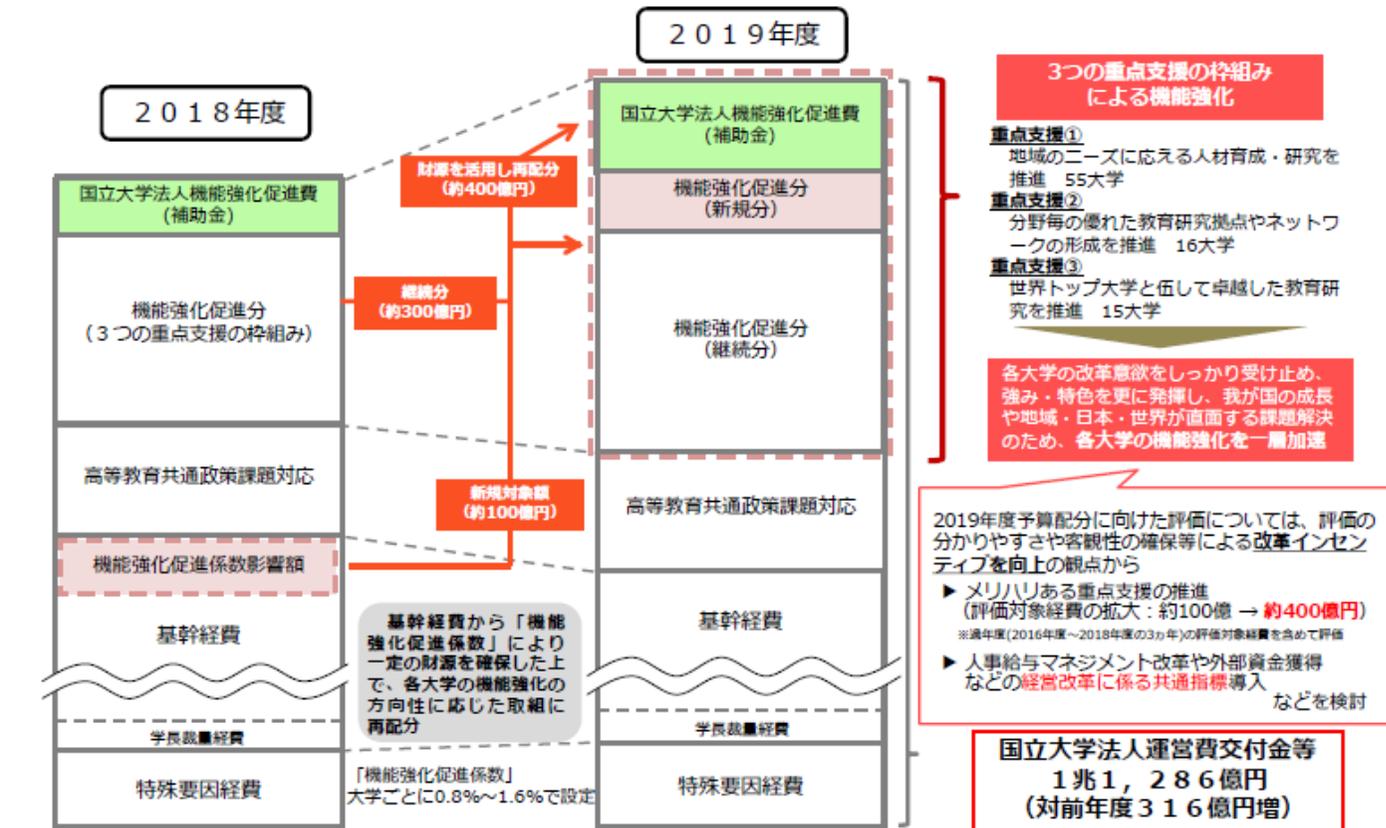


(資料) OECD, Education at a Glance 2018, table A4.a.(web only)を基に日本総合研究所作成。  
(原資料注) Survey of Adult Skills (PIAAC)に基づく。25～64歳の被用者の時間当たり報酬の中位値。個人消費ベースの購買力平価を用いて2012年時点のドル建てに変換。

## (2) 望まれる対応の方向性と法人制度の立て直しの必要性

- わが国として高等教育を立て直すべく、各大学が客観的な評価を受ける体制を整え、とりわけ教育の成果の把握、指標の確立を急ぐ必要があることは論をまたず
- 加えて、国から大学等に国費を支出する際にも、教育面のみならず研究面も合わせて、そうした指標を適切に活用していくことが望ましい
- ところが、現行制度にはそうした対応を阻みかねない大きな課題が残存
- 国立大学法人向けの運営費交付金の大宗を占める基幹経費の部分は、法人化が実施された2004年度時点の各大学の学生数や教員数に基づき、大学単位でざっくりと、いわば“ドンブリ勘定”での配分をすでに約15年間にわたり継続しつつ、その金額を全体として毎年約1%ずつ“薄切り”してきている状況
- わが国の場合、「教育」と「研究」に分けた運営費交付金の配分が未だにできておらず—各国立大学の「教育」と「研究」のウエートがそれぞれ異なるなかで、本年度予算のように成果重視の配分が一律に強化されるとなれば、国立大学側が反発を強めるのもやむを得ない面も

(図表44) 国立大学法人運営費交付金等の配分方法のイメージ  
 (2019年度概算要求時点)

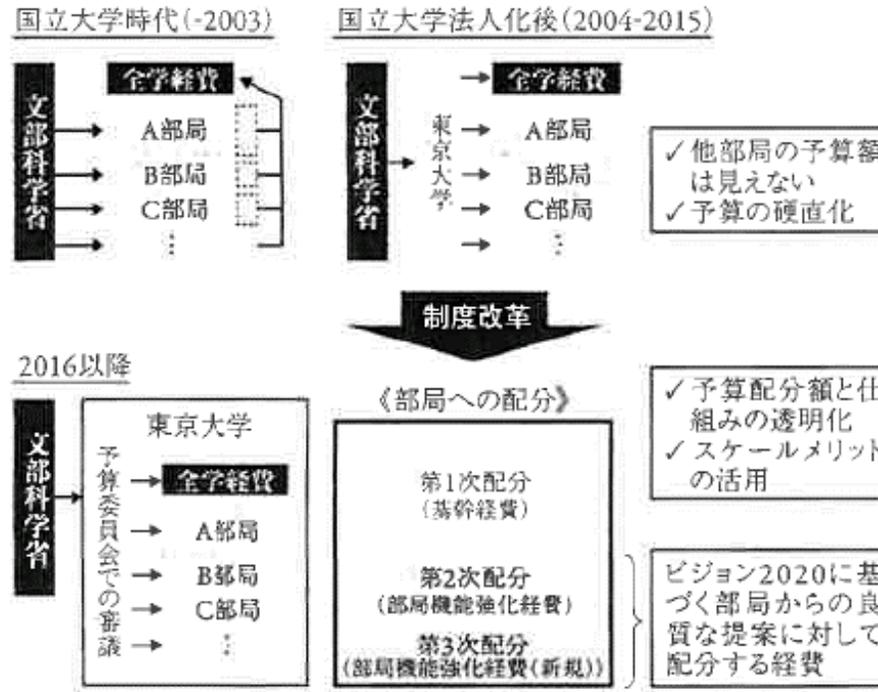


(資料) 文部科学省『国立大学法人運営費交付金』(行政事業レビュー 秋のレビュー<年次公開検証> 提出資料)、2018年11月15日、参考資料p19.

## (わが国で、教育・研究に分けた運営費交付金の配分ができない理由)

- 現行の国立大学法人法のもと、現在の各国立大学は、教育と研究で勘定を区分した財務運営が未だにできておらず **【参考資料3】**
  - －各大学どころか文部科学省も財務省も、国費が教育と研究にそれぞれどれほど振り向けられたのかという実績すらきちんと把握できておらず
  - －これが現状の国立大学法人の財務運営と、わが国の高等教育政策運営の実態
  - －私立大学向けの私学助成も同様の状況
- 東京大学の五神真総長は、その最近の著書(五神真『大学の未来地図』ちくま新書、2019年2月)のなかで、
  - 東大も法人化後2015年度までは、学内でも他学部の予算額は相互に見えない体制にあったこと、
  - そうした体制を、五神総長のもとで2016年度から改革し、予算配分額と仕組みの透明化を図ったこと、を明らかに(図表45)
- 東大もその予算をはじめとする財務運営は、つい近年まで学内においてすら透明性は欠如。そうした状態で学外、なかんずく国民や社会に対する透明性など確保できるはずもなし。他国立大学の現状も定かではなし

(図表45) 東京大学の予算配分制度改革の内容



(資料) 五神 真『大学の未来地図－「知識集約型社会」を創る』、筑摩書房、2019年2月10日、p153、図6-4.

- こうした状況は、国立大学に3年先行して法人化された独立行政法人の枠組みにおいて、勘定別の区分経理が徹底され、運営費交付金の使途も明確に示され、結果的に各独法の業績の向上につながっているのとは極めて対照的

(図表46) 国立研究開発法人国立がん研究センターの運営費交付金の使途の内訳  
 (運営費交付金収益への振り替え額および主な使途の明細)

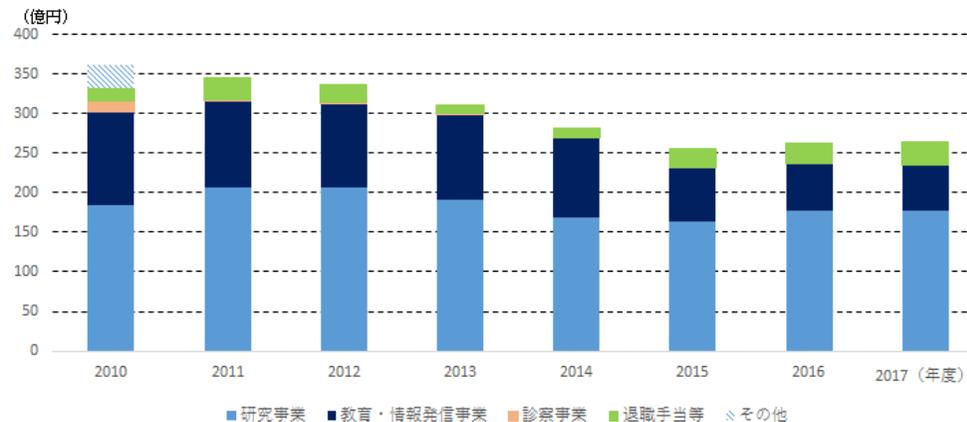
(円)

区 分	運営費交付金収益	運営費交付金の主な使途	
		費用	主な使途
業務達成基準による振替額			
研究事業	1,724,259,000	1,724,259,000	人件費：1,170,109,531円 材料費：19,541円 委託費：199,022,473円 水道光熱費：303,975,849円 その他：51,131,606円
臨床研究事業	1,908,587,061	1,855,327,071	人件費：546,460,730円 材料費：183,854,418円 委託費：851,128,370円 水道光熱費：14,379,895円 その他：259,503,658円
教育研修事業	769,845,000	769,845,000	人件費：769,845,000円
情報発信事業	1,390,389,000	1,390,389,000	人件費：442,083,389円 委託費：679,648,235円 水道光熱費：13,430,750円 その他：255,226,626円
法人共通	481,610,346	481,610,346	人件費：467,434,346円 その他：14,176,000円
期間進行基準による振替額	—	—	
費用進行基準による振替額	—	—	
合計	6,274,690,407	6,221,430,417	

(資料) 国立研究開発法人国立がん研究センター 財務諸表等、平成29年度(第8期事業年度)、自：平成29年4月1日 至：平成30年3月31日。

- 勘定別の区分経理が徹底されているもとで、運営費交付金の配分が行われれば、交付を受ける独法側の納得性も高い
  - 例えば、国立研究開発法人(独法の一類型)である国立高度専門医療研究センター6法人やその関係者から、研究パフォーマンスを運営費交付金の配分額と結びつけるような不満は一切、きかれず

(図表47) 国立高度専門医療研究センター(6法人)における運営費交付金予算額の推移



	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017(年度)
各年度の予算実績	362	345	336	310	283	256	263	263
研究事業	184	207	206	191	168	164	178	177
教育・情報発信事業	118	109	106	107	101	67	58	58
診察事業	14	2	2	2	0	0	0	0
退職手当等	16	27	22	10	13	25	27	29
その他	30							
対前年度比(%)		▲ 4.8	▲ 2.5	▲ 8.0	▲ 8.7	▲ 9.3	2.5	0.2

(資料) 厚生労働省国立高度専門医療研究センターの今後の在り方検討会第1回参考資料1(基礎資料)p8、2018年3月30日を基に日本総合研究所作成。

- 文部科学省所管の独法である国立高等専門学校機構においても、勘定別の区分経理を徹底し、運営費交付金の使途を明確に社会に説明  
 ーなぜ、国立大学だけ、勘定別の区分経理はできない、などといえるのか

(図表48) 独立行政法人国立高等専門学校機構の運営費交付金の使途の内訳

(円)

区 分	運営費交付金収益	運営費交付金の主な使途	
		費用	主な使途
業務達成基準 による振替額	教育に関する事項	58,570,344,012	59,014,585,125 教員人件費: 38,110,345,801、職員人件費: 18,010,939,679、教育・研究費: 1,707,008,934、教育研究支援経費: 78,612,577、一般管理費: 926,531,431、その他: 181,146,703
	研究や社会連携に関する事項	235,481,928	147,362,516 教員人件費: 48,191,559、職員人件費: 51,019,790、教育・研究費: 40,472,675、教育研究支援経費: 441,606、一般管理費: 7,236,886
	国際交流に関する事項	596,498,268	588,251,992 教員人件費: 95,536,359、職員人件費: 124,842,416、教育・研究費: 278,958,599、教育研究支援経費: 455,126、一般管理費: 88,429,731、その他: 29,761
	管理運営に関する事項	56,993,000	44,213,580 役員人件費: 14,664,151、教育・研究費: 9,233,900、教育研究支援経費: 61,390、一般管理費: 20,254,139
	法人共通	1,171,290,782	1,163,794,522 役員人件費: 105,129,776、教員人件費: 8,622,902、職員人件費: 554,136,946、教育・研究経費: 239,380、一般管理費: 488,471,292、その他: 7,194,226
合計	60,630,607,990	60,958,207,735	

(資料) 独立行政法人国立高等専門学校機構決算報告書、第14期事業年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)。

### (3) 国公立大学が並立するわが国での改革の在り方

- まず、着手すべきは、国立大学法人制度の立て直し
- それができれば、公立大学の改革も進む
  - －公立大学は、これまで国立大学法人制度の改革に足並みを揃える形で改革を進めてきた一方、国の独立行政法人制度に類似する、国立大学とは異なる客観評価の枠組みも具備
- 問題は私立大学
  - －とりわけ学部生の大部分の教育は私立大学が中心に担っているといっても過言ではない状況(図表49)
  - －少子化の進展にもかかわらず、私立大学の定員は増加の一途(図表50)
  - －今日、私学助成の形で相当額の国費が投入されているのも事実(図表51)
- 教育の効果の計測やきめの細かい情報開示を、国公立大学を問わずに国全体として実施する態勢を整えられれば、何よりも学生の利益を守ることができ、私立大学をも含めた大学全体に規律付けをかけることが可能になるのではないか

(図表49) 国立・公立・私立大学別・分野別の大学学部・修士課程・博士課程入学者数の推移

**【学部】**

		(単位:人)							
年度	大学	合計	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	その他
1990	計	492,340	76,115	196,659	16,940	95,401	16,527	21,651	69,047
	国立	100,991	6,360	15,757	6,419	29,117	7,549	6,047	29,742
	公立	14,182	2,842	5,346	709	1,739	422	1,233	1,891
	私立	377,167	66,913	175,556	9,812	64,545	8,556	14,371	37,414
2000	計	599,655	98,407	241,275	20,795	107,566	16,147	31,573	83,892
	国立	103,054	6,969	16,760	7,414	31,792	6,987	8,403	24,729
	公立	23,578	4,033	7,921	1,004	3,639	685	3,874	2,422
	私立	473,023	87,405	216,594	12,377	72,135	8,475	19,296	56,741
2016	計	618,423	87,430	202,612	18,116	86,537	17,866	68,637	137,225
	国立	100,146	6,859	15,012	6,584	26,626	6,513	10,774	27,778
	公立	31,307	4,694	8,414	617	4,212	1,057	6,320	5,993
	私立	486,970	75,877	179,186	10,915	55,699	10,296	51,543	103,454

**【修士課程】**

		(単位:人)								
年度	大学	合計	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	その他	うち社会人学生
1990	計	30,733	2,400	2,927	3,291	14,697	2,104	1,376	3,938	-
	国立	19,894	829	877	2,359	10,267	1,805	644	3,113	-
	公立	1,190	75	127	142	482	66	130	168	-
	私立	9,649	1,496	1,923	790	3,948	233	602	657	-
2000	計	70,336	5,251	10,039	6,285	30,031	3,938	3,424	11,368	-
	国立	41,278	1,814	2,929	4,464	19,336	3,297	1,661	7,777	-
	公立	3,307	233	389	391	1,178	185	326	605	-
	私立	25,751	3,204	6,721	1,430	9,517	456	1,437	2,986	-
2016	計	72,380	4,502	6,376	6,349	31,002	4,123	5,314	14,714	7,824
	国立	42,719	1,470	1,757	4,358	19,886	3,434	2,578	9,236	2,526
	公立	4,906	163	414	569	1,871	166	811	912	822
	私立	24,755	2,869	4,205	1,422	9,245	523	1,925	4,566	4,476

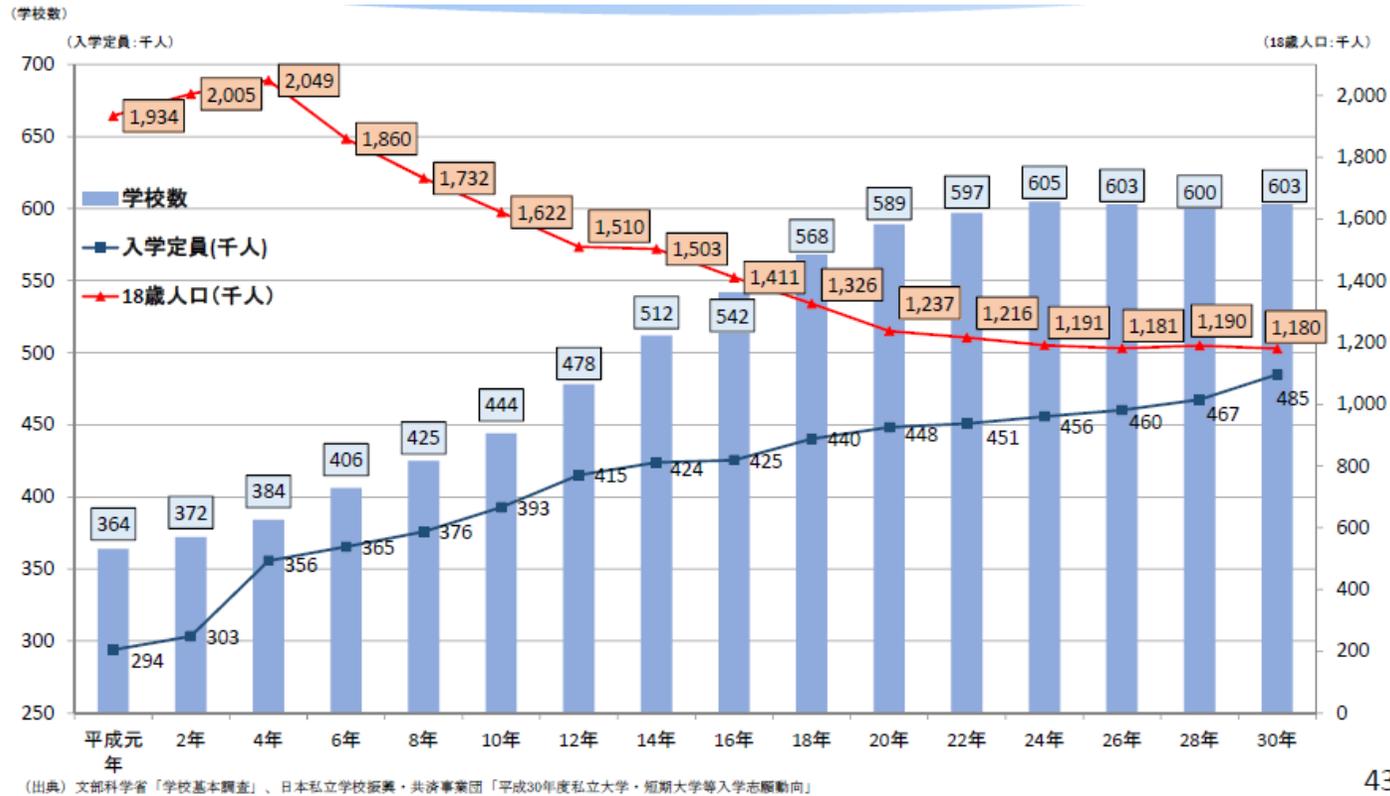
**【博士課程】**

		(単位:人)								
年度	大学	合計	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	その他	うち社会人学生
1990	計	7,813	917	606	929	1,399	580	3,076	306	-
	国立	5,170	368	244	776	1,182	522	1,830	248	-
	公立	417	53	31	36	31	16	239	11	-
	私立	2,226	496	331	117	186	42	1,007	47	-
2000	計	17,023	1,710	1,581	1,764	3,402	1,192	5,339	2,035	-
	国立	11,931	761	638	1,461	2,732	1,070	3,710	1,559	-
	公立	941	71	95	126	172	36	364	77	-
	私立	4,151	878	848	177	498	86	1,265	399	-
2016	計	14,972	1,053	1,018	1,068	2,523	694	6,256	2,360	6,203
	国立	9,862	528	459	901	1,970	585	3,781	1,638	3,777
	公立	969	31	62	56	107	21	563	129	521
	私立	4,141	494	497	111	446	88	1,912	593	1,905

(資料) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所 科学技術・学術基盤調査研究室『科学技術指標2017』2017年8月9日、p109~111.

(原資料) 文部科学省『学校基本調査報告書』各年版。  
 (原資料注) 「その他」は、「商船」、「家政」、「教育」、「芸術」、「その他(狭義)」から構成。

(図表50) 18歳人口と私立大学定員の推移



43

(資料)財務省財政制度等審議会財政制度分科会「資料1 文教・科学技術」2018年10月24日、p43。  
次世代の国づくり

(図表51) 私学助成における学生一人あたり補助額の状況(定員充足率別)



(注1) 平成29年度特別補助配分実績より、短期大学、高等専門学校を除いた大学573校(うち定員割れ校274校)を財務省において分析したもの。

(注2) 学生一人あたり補助額は、私立大学等経常費補助金配分基準「VI授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実」「Ⅶ東日本大震災からの復興支援」「Ⅷ熊本地震からの復興支援」を除き算出している。

(出典) 文部科学省作成資料

(資料)財務省財政制度等審議会財政制度分科会「資料1 文教・科学技術」2018年10月24日、p47.

## (4) 高等教育の改革に求められる社会全体の参画によるガバナンス強化

- わが国として、高等教育を立て直すべく、各大学が客観的な評価を受ける体制を整え、とりわけ英国のような全国規模の調査の実施等によって教育の成果を把握する客観的な指標の確立を急ぐべき
  - 文部科学省は、わが国でも「学生調査」の実施に着手する姿勢を示しているものの、現段階で示されている案(図表52)は、イギリスで行われているような教育効果の計測とはほど遠い内容
  - この調査をいかなる立場の組織の手で行うのかも不明
- そのためにも、国立大学法人法をはじめ、大学制度の改革にまず着手する必要
- イギリスの例からも明らかのように、教育の成果や効果等の情報を含む大学のきめ細やかな情報開示を徹底することを通じ、国公立大学のみならず、私立大学も含めて規律付けをかけ、高等教育の質の向上を図ることが可能

(図表52) 文部科学省が検討中の学生調査の内容

## 学生調査について

(EBPMをはじめとした統計改革を推進するための調査研究  
(3)客観的な証拠の開発に資する取組)

(新 規)  
2019年度要求額  
122,272千円の内数

---

**背景**

- 高等教育に対する国民の満足度は低く(日本の学生は勉強していない、大学は学生を育てていない等)、各大学にどのような強みや特色があり、どのような学修成果を上げているかについて、社会に対する説明や情報公表が不十分。
- 特に、18歳人口が減少する中、学生が何を身に付けることができたかが一層問われることとなるが、各大学が教育力の向上のためにどのように取り組み、それが学生の能力の伸長にどのように結びついていたのかが分かりにくい。

**目的**

- 全国的な学生調査により、学修の主体である学生の目線から大学の教育力の発揮の姿態を把握するとともに、学生の能力の伸長の要因等を分析する。
- これらを各大学の取組の改善に活かすとともに、大学自らが把握・公表する教育に関する情報とあわせ、国における今後の政策立案の際のエビデンスとして活用する。

**調査の概要 (イメージ)**

- 全国の大学生を対象に、学生が在学中に身に付けた能力や付加価値の見える化(学修成果の可視化)に資する調査を実施。
- 国が、学生から見た大学の姿を直接的に問う大規模な調査は初の試み。

※平成31年度より試行調査を実施

※調査対象、調査方法、調査項目、集計・分析・公表の方法等については、今後、有識者会議を設置して検討予定。

＜学生調査の内容(イメージ)＞

**【調査対象(案)】**

- ・ 学部1年生(入学時)と4年生(卒業時)

**【調査方法(案)】**

- ・ Webによるアンケート調査

**【調査項目(案)】**

- ・ 入学した大学の志望程度・志望理由
- ・ 大学教育への期待度・魅力
- ・ 大学教育への満足度・充実度
- ・ 大学教育を通じて伸ばしたい(伸ばせた)能力
- ・ 学修時間
- ・ 卒業後の進路・将来展望

等

＜学生調査の実施スキームと活用の例＞

(資料) 文部科学省『国立大学法人運営委交付金』2018年11月15日(行政事業レビュー秋の年次公開検証における文部科学省配布資料)参考資料p13.

次世代の国づくり

81

Copyright (C) 2019 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved. [v1.0]

- 問題は、そうした改革を誰の手によって行うか
- わが国では、「大学」は社会において別格の存在であり、学外からは意見しにくいという風潮がなお根強いのが実情
- しかしながら、経済界や企業のみならず、学生とその家族、広く社会全体が今後の大学のあるべき姿に関心を持ち、改革に向けての議論にかかわり、情報開示の徹底を通じて大学に対するガバナンスを強化していくことが必要
- **「大学改革を社会全体の手によって行う」**ことができれば、わが国の大学の本来あるべき高等教育・研究機能の強化、ひいてはわが国全体の成長基盤の強化につながる

ご清聴ありがとうございました

kawamura.sayuri@jri.co.jp

<http://www.jri.co.jp/page.jsp?id=2790>